

あま市緑の基本計画

（素案）

あ ま 市

令和3年 11 月時点

目 次

第 1 章 緑の基本計画の位置づけと役割

- 1 あま市緑の基本計画とは 1-1
- 2 目標年次と対象区域 1-2
- 3 策定体制 1-3
- 4 対象とする緑とその役割 1-4

第 2 章 あま市のこれまでの緑の都市づくり

- 1 あま市の自然・土地利用特性 2-1
- 2 緑の現況 2-6
- 3 緑に関する市民の意識 2-15
- 4 緑に関する新たな視点 2-21
- 5 これからの緑のまちづくりに向けて 2-23

第 3 章 あま市が目指す緑の将来像

- 1 あま市が目指す緑の姿 3-1
- 2 緑の基本方針 3-2
- 3 緑の将来像図 3-5
- 4 緑の目標値 3-6
- 5 緑の保全・創出・活用の方針 3-7
- 6 都市公園等の整備と管理の方針 3-8

第 4 章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

- 1 施策の体系 4-1
- 2 基本施策 4-2
- 3 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区(緑化重点地区) ... 4-11

第 1 章

緑の基本計画の位置づけと役割

1 あま市緑の基本計画とは

(1) あま市緑の基本計画とは

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画」や「あま市都市計画マスタープラン」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に即して定めるものです。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、あま市（以下、「本市」という。）の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として定めるものです。

緑の基本計画（現行計画）の策定

本市では、これまで策定された緑の基本計画に基づき、都市公園や街路樹の整備・管理等の緑に関する様々な取組みを実施し、緑の都市づくりを推進してきました。

現行計画策定後の約 25 年間で変化した、本市の緑を取り巻く社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約 25 年間で、本市の緑を取り巻く社会経済情勢が変化しています。

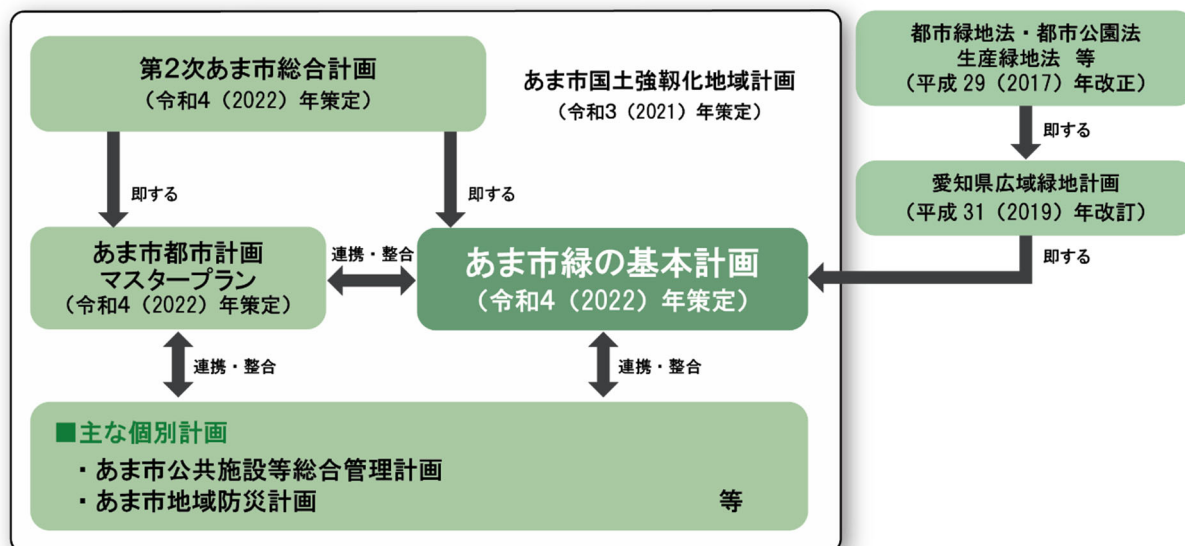
- ・人口減少、超高齢社会の進展
 - ・都市公園等の公園施設に関する維持管理費の増大
 - ・大規模自然災害に対する意識の高まり
 - ・多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化
 - ・都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正（平成 29（2017）年 7 月改正）
 - ・グリーンインフラに関する取組みの推進
 - ・愛知県広域緑地計画の改訂（平成 31（2019）年 3 月）
- 等

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市緑の基本計画の策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定します。

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本計画の関係は、下図のとおりです。



2 目標年次と対象区域

(1) 目標年次

本計画は、あま市都市計画マスタープランとの整合を図り、基準年次を令和4（2022）年とし、10年後の令和14（2032）年を目標年次とします。

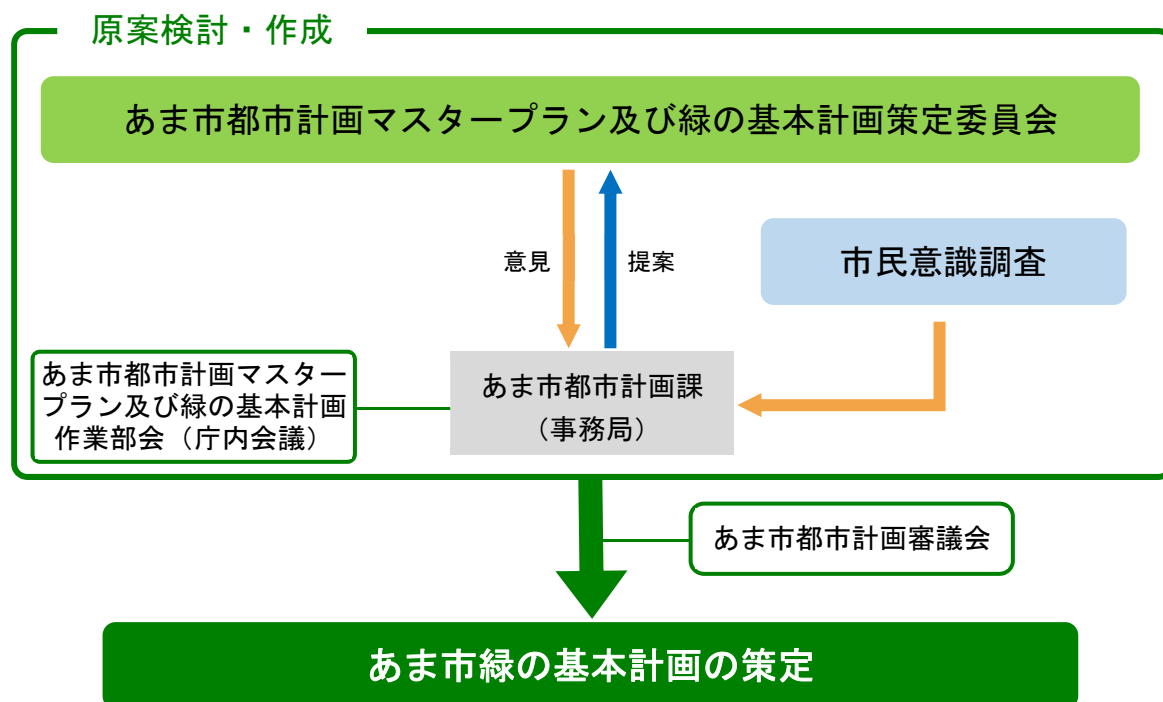
また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、概ね5年後の令和9（2027）年を中間年次とし、必要に応じて計画の見直し・検証を行います。

(2) 対象区域

本計画は、本市全域（都市計画区域）約2,749haを計画対象区域とします。また、本計画の推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。



4 対象とする緑とその役割

(1) 計画における「緑」

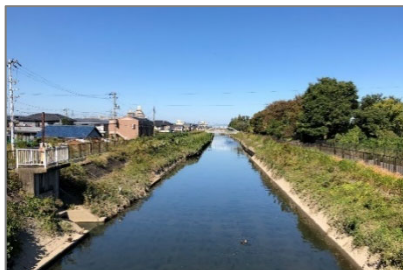
本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン



蟹江川



甚目寺東小学校



社寺林：八剱社



農地

(2) 緑が持つ主な機能

緑が持つ主な機能は、以下のとおりです。

環境保全機能

生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等

レクリエーション機能

休養や遊戯、散策等の余暇空間の確保 等

防災機能

避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等

景観形成機能

美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

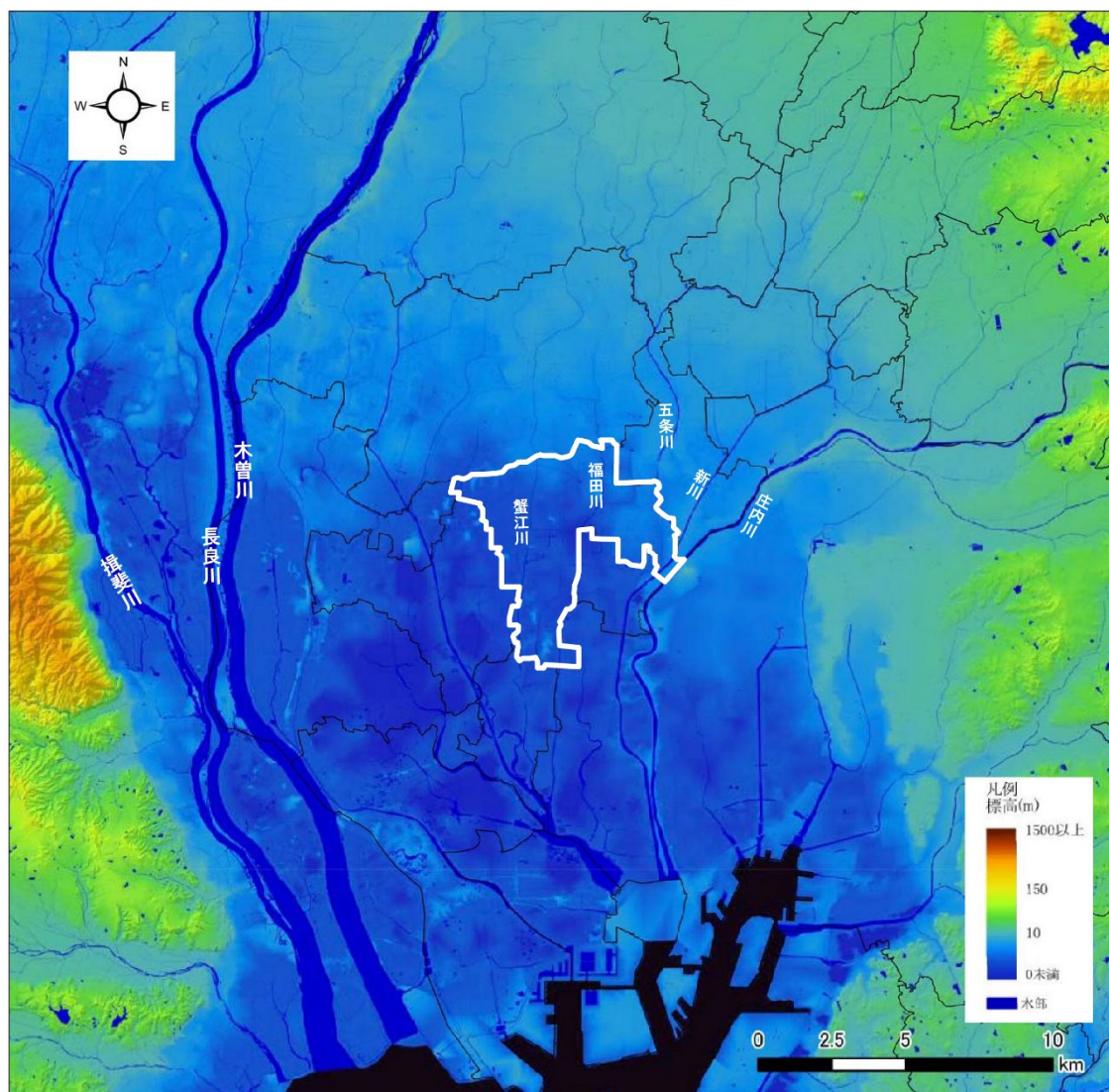
第2章

あま市のこれまでの緑の都市づくり

1 あま市の自然・土地利用特性

(1) 地形

本市は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受けています。

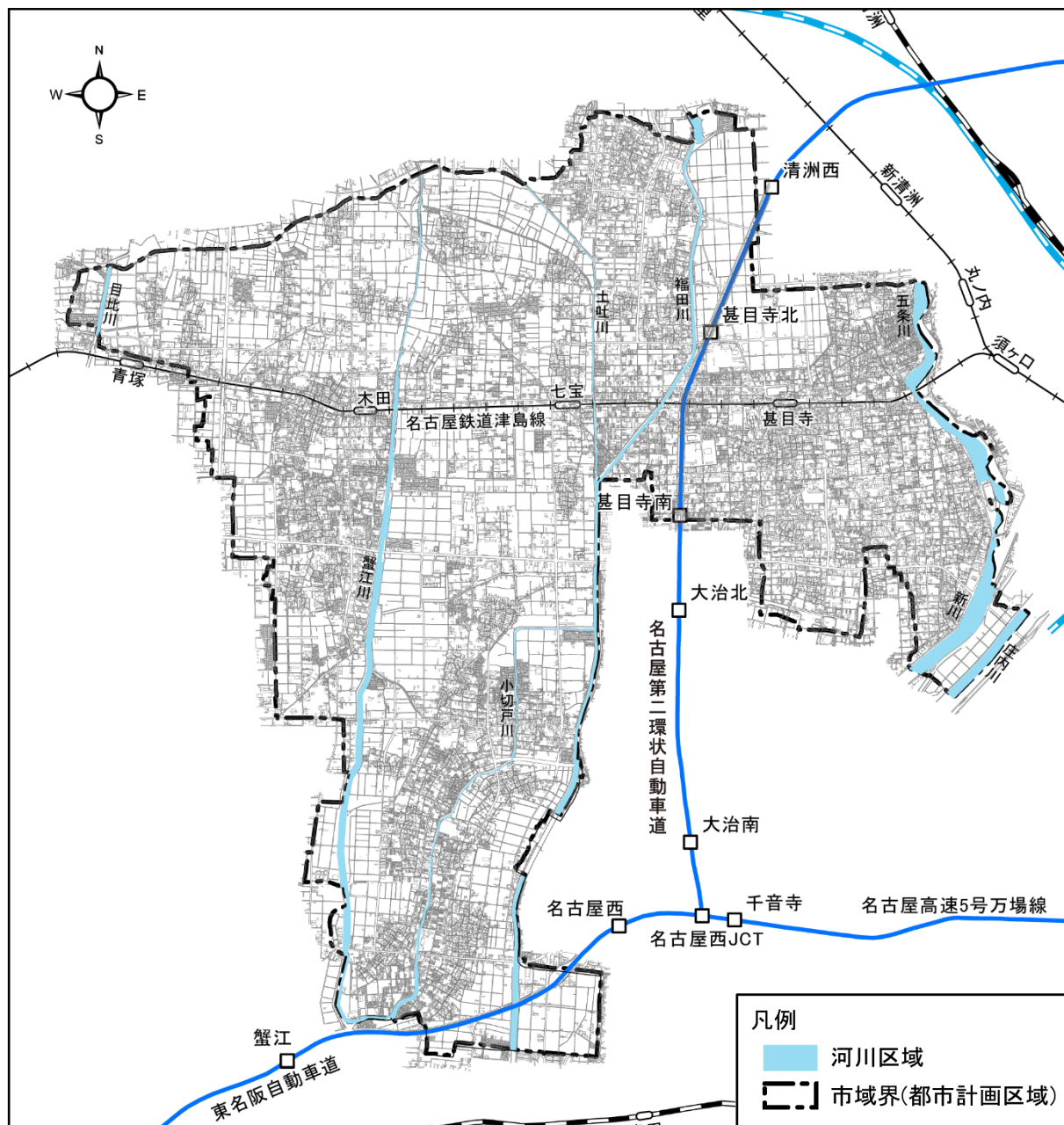


資料：国土地理院 デジタル標高地形図【愛知県】技術資料番号：D1-No. 965

■ 地形特性

(2) 河川

市内には南北方向に庄内川や新川、蟹江川、福田川等の河川が流れており、本市の自然軸を形成しています。

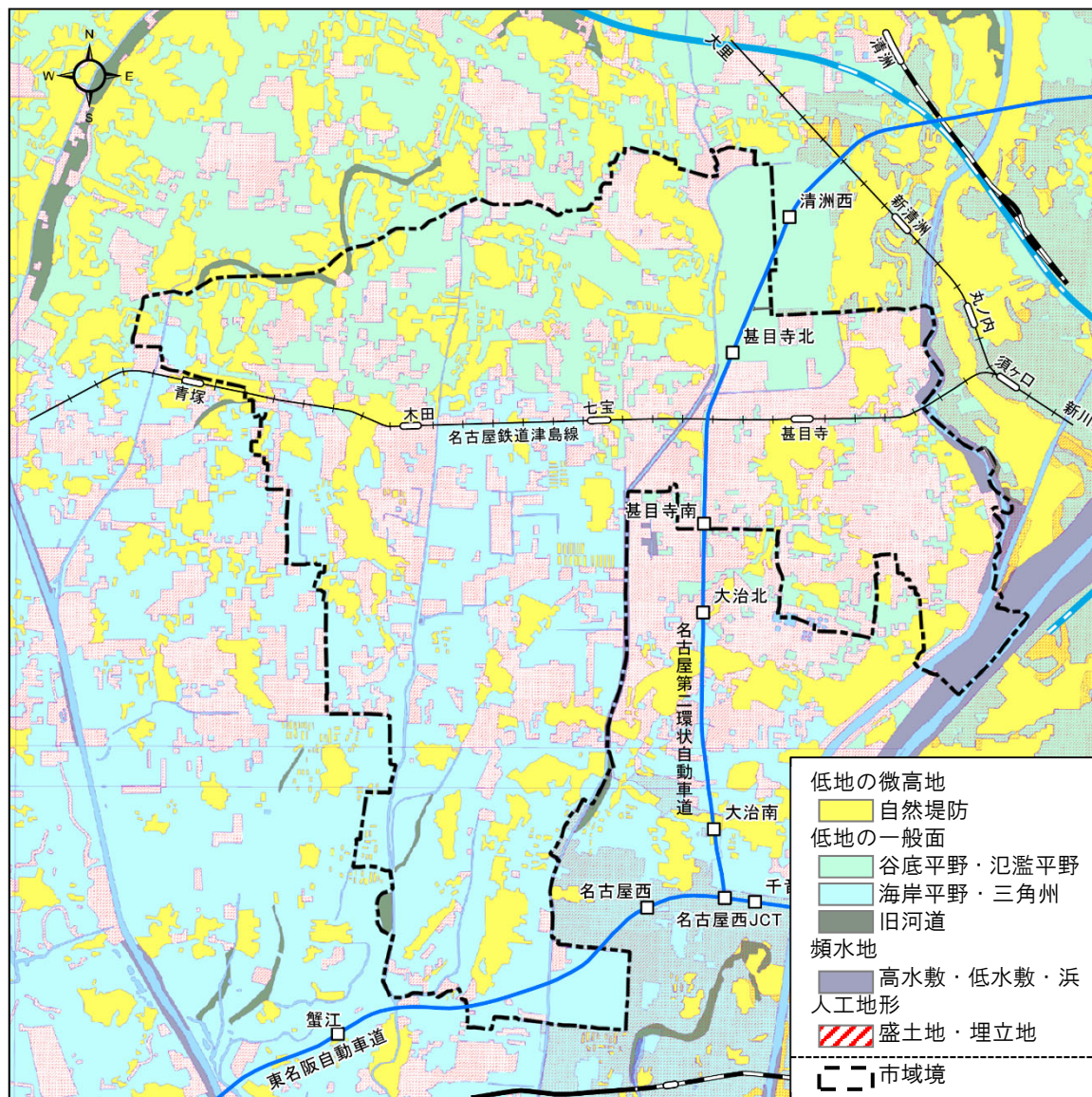


資料：国土数値情報

■河川分布

(3) 地形特性

本市の土地条件は、北側に谷底平野・氾濫平野、南側に海岸平野が広がるほか、市域全体に自然堤防や低地に土を盛って造成した平坦地である盛土地・埋立地が分布しています。



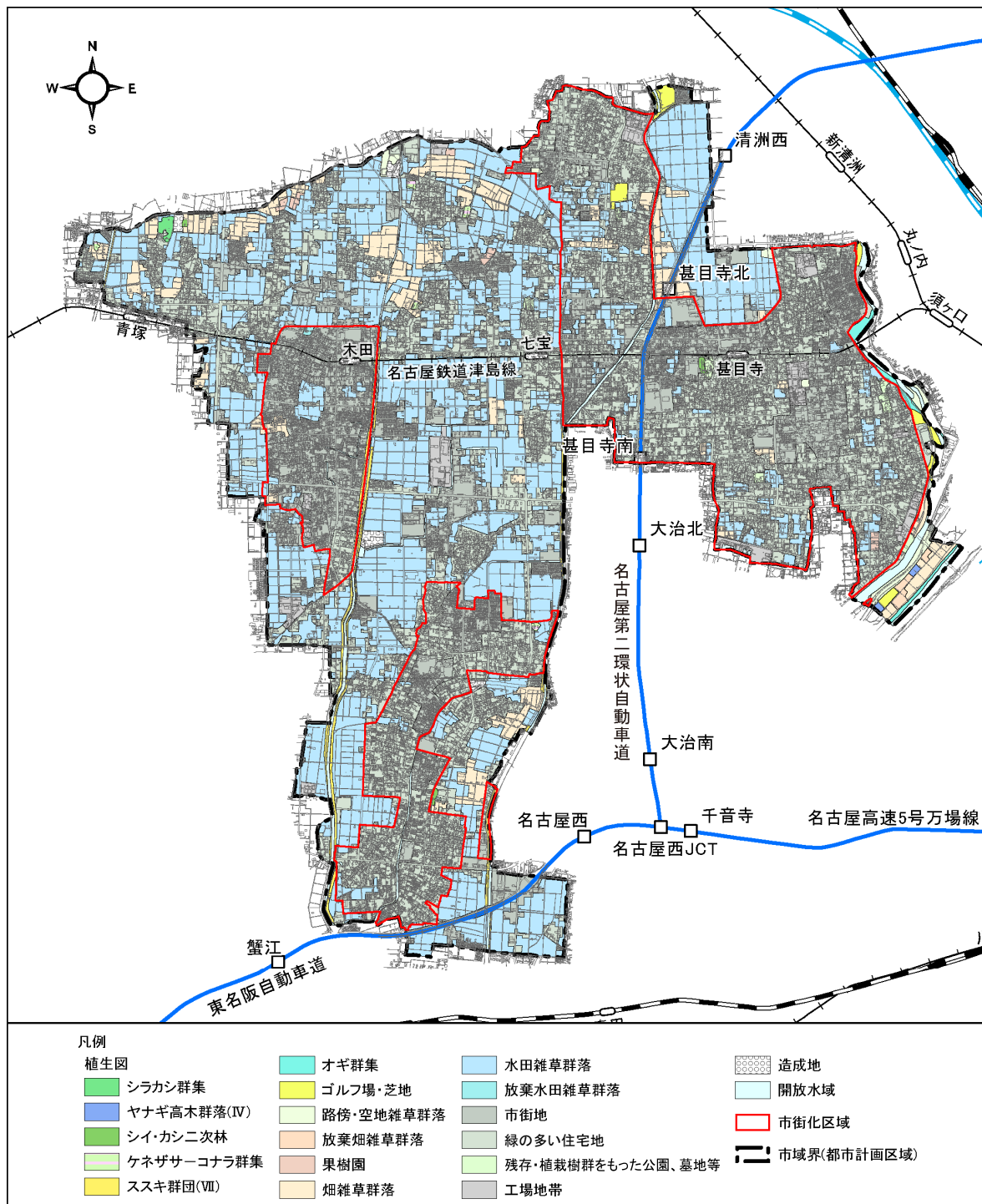
資料：国土地理院「土地の成り立ち・土地利用（数値地図 25000（土地条件））」

■土地条件図

(4) 植生特性

本市の植生は緑の多い住宅地、水田雑草群落及び市街地が市域の約9割を占めています。

また、市街化区域内の大部分を緑の多い住宅地及び市街地が占めている一方、市街化調整区域では水田雑草群落や緑の多い住宅地、市街地、畑雑草群落が分布しています。

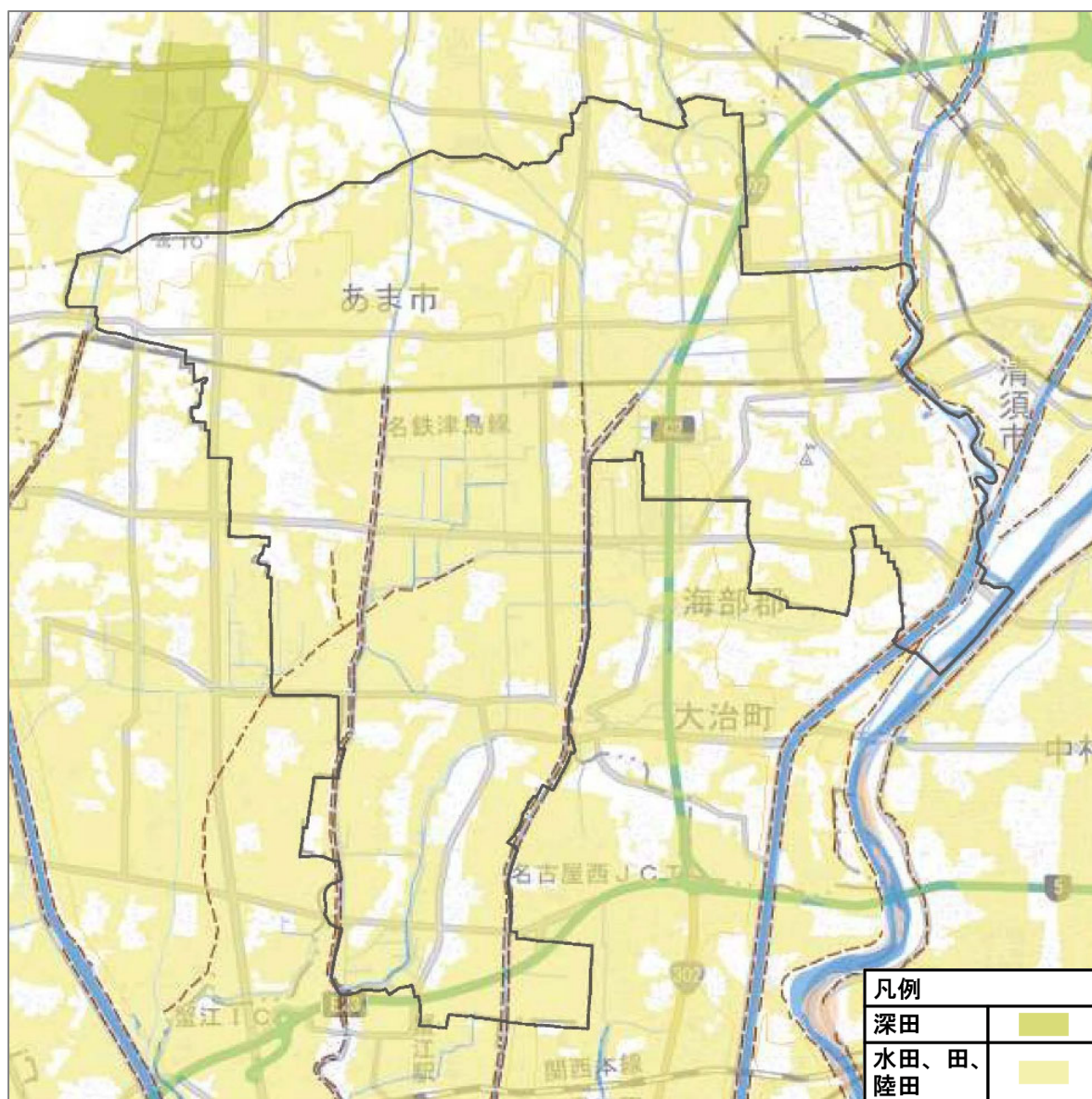


資料：「1/2.5万植生図 GIS データ（蟹江、清洲）」環境省生物多様性センター

■ 植生分布

(5) 明治期の低湿地

明治期に作成された地図を基に当時の低湿地の分布状況を見ると、明治期には市内の広範囲が低湿地であったことが分かります。低湿地とは、河川や湿地、水田、葦の群生地等「土地の液状化」との関連が深いと考えられる区域です。



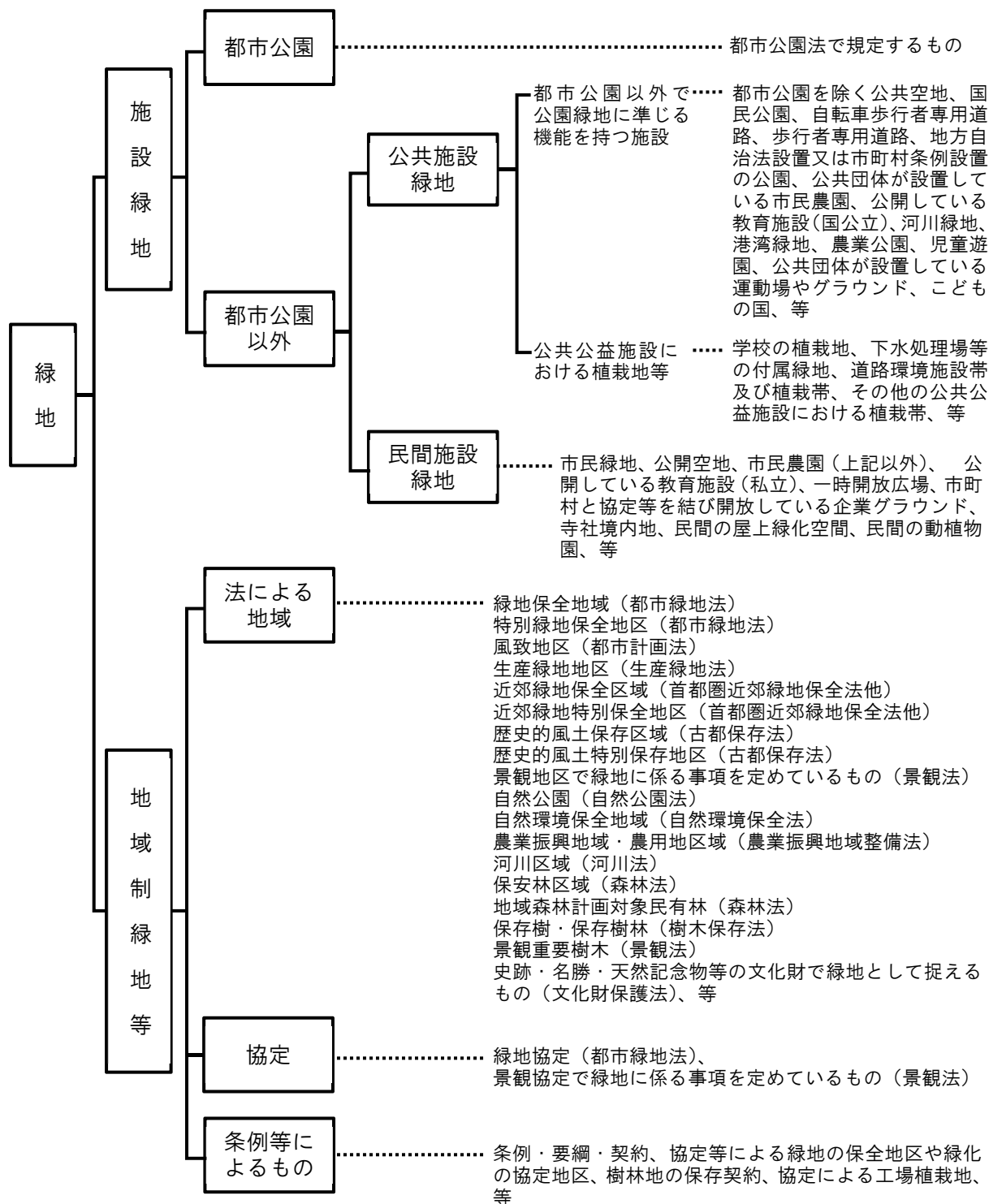
資料：国土地理院（明治期の低湿地）

■明治期の低湿地

2 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等（都市公園と公共施設緑地）、②民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

① 都市公園等

都市公園には、街区公園や近隣公園、都市緑地や広場公園があり、本市では 56 箇所／13.11ha 整備されています。市民一人当たりの公園面積は 1.47 m²/人と、国の標準値である 10.0 m²/人や愛知県の平均値 7.84 m²/人（令和元（2019）年度末現在）を大きく下回っています。

公共施設緑地には、ちびっこ広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理するグラウンドがあり、112 箇所／55.20ha 整備されています。都市公園が少ない七宝地区では、ちびっこ広場や児童遊園が子ども達の貴重な遊び場となっており、都市における緑地として重要な役割を担っています。

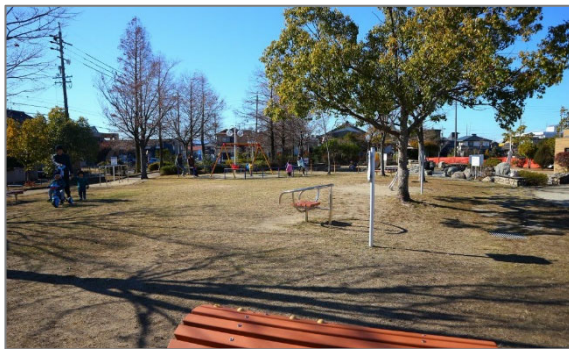
都市公園等（都市公園と公共施設緑地）は、168 箇所／68.31ha 整備されており、市民一人当たりの都市公園等面積は 7.67 m²/人となっています。

■都市公園の現況

※令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人
都市公園	街区公園	25	5.14	—
	近隣公園	2	4.93	—
	その他公園緑地	29	3.04	—
都市公園 合計		56	13.11	1.47
公共施設緑地	ちびっこ広場	68	4.68	—
	児童遊園	10	0.50	—
	学校	17	35.35	—
	グラウンド	15	10.98	—
	公共施設	2	3.70	—
公共施設緑地 合計		112	55.20	6.20
都市公園等（都市公園＋公共施設緑地） 合計		168	68.31	7.67

■該当する主な公園・緑地



森ヶ丘公園（近隣公園）



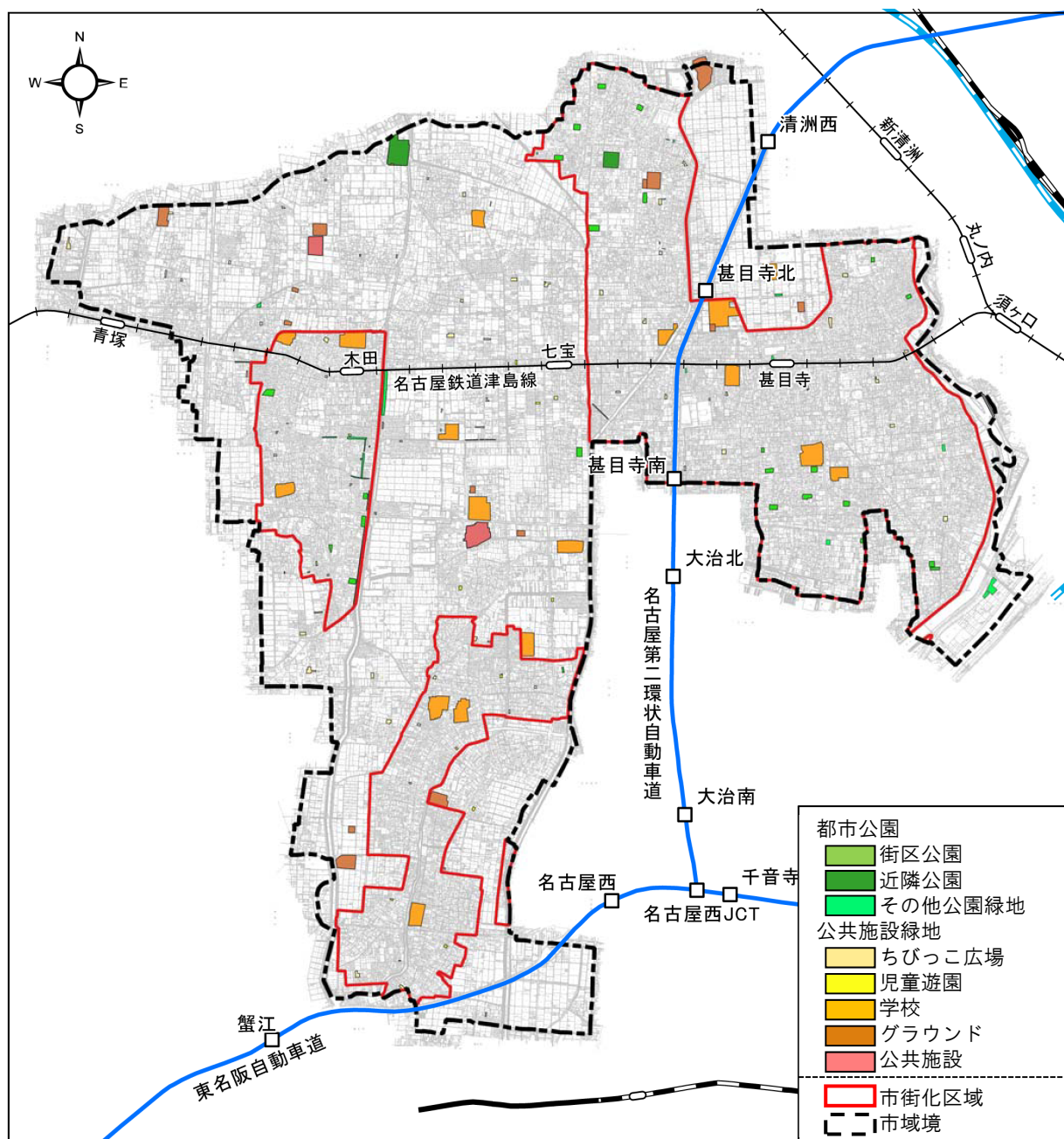
リバーサイドガーデン（その他公園緑地）



鯉橋ちびっこ広場



七宝焼アートヴィレッジ（公共施設）



出典：あま市資料

■都市公園等の分布状況

② 民間施設緑地

民間施設緑地としては本市の貴重な歴史的・文化的資源である甚目寺観音や蓮華寺等の社寺林があり、市内に 131 箇所／26.91ha 存在します。まとまった樹林地がない本市においては、環境面や景観面において重要な緑地となっています。

■民間施設緑地の現況

※令和3（2021）年4月1日現在

項目		箇所	面積（ha）	m ² /人
民間施設緑地	寺社境内地	131	26.91	—
民間施設緑地 合計		131	26.91	3.02

■該当する主な緑地



甚目寺観音



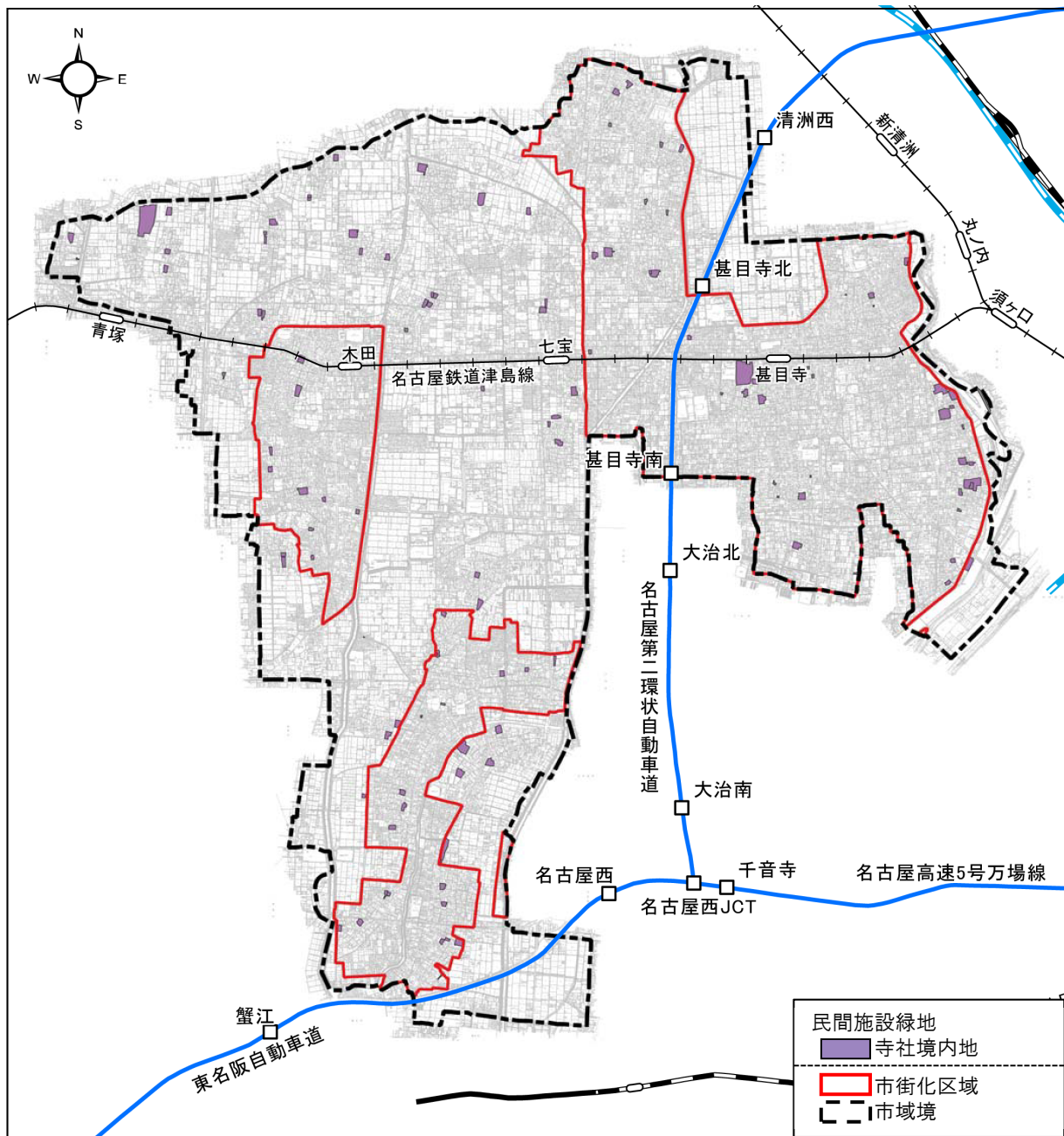
蓮華寺



萱津神社



八剱社



出典：あま市資料

■ 民間施設緑地の分布状況

(2) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、緑地保全地域や生産緑地地区、農業振興地域農用地区域等の「法によるもの」、緑地の保全地区や緑化の協定地区等の「条例によるもの」のほか、緑地協定等の協定で定めるものに区分されます。

本市では、「法によるもの」として生産緑地地区や農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財と、「条例によるもの」として愛知県自然環境保全地域があり、総面積は 547.42ha となっています。

■地域制緑地の現況

※令和3（2021）年4月1日現在

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人
法によるもの	生産緑地地区	90	8.97	—
	農業振興地域農用地区域	—	438.16	—
	河川区域	7	97.16	—
	名勝・天然記念物 史跡・指定文化財	6	1.02	—
法によるもの 合計		103	545.31	61.24
条例によるもの	愛知県自然環境保全地域	1	2.21	—
条例によるもの 合計		1	2.21	0.25
重複分		1	0.10	—
地域制緑地 合計		103	547.42	61.48

■該当する主な緑地



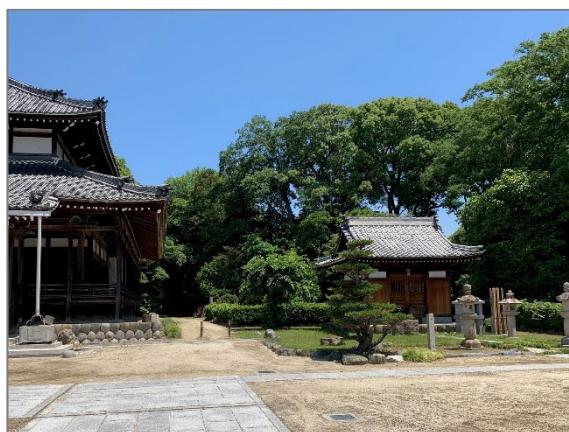
農業振興地域農用地区域



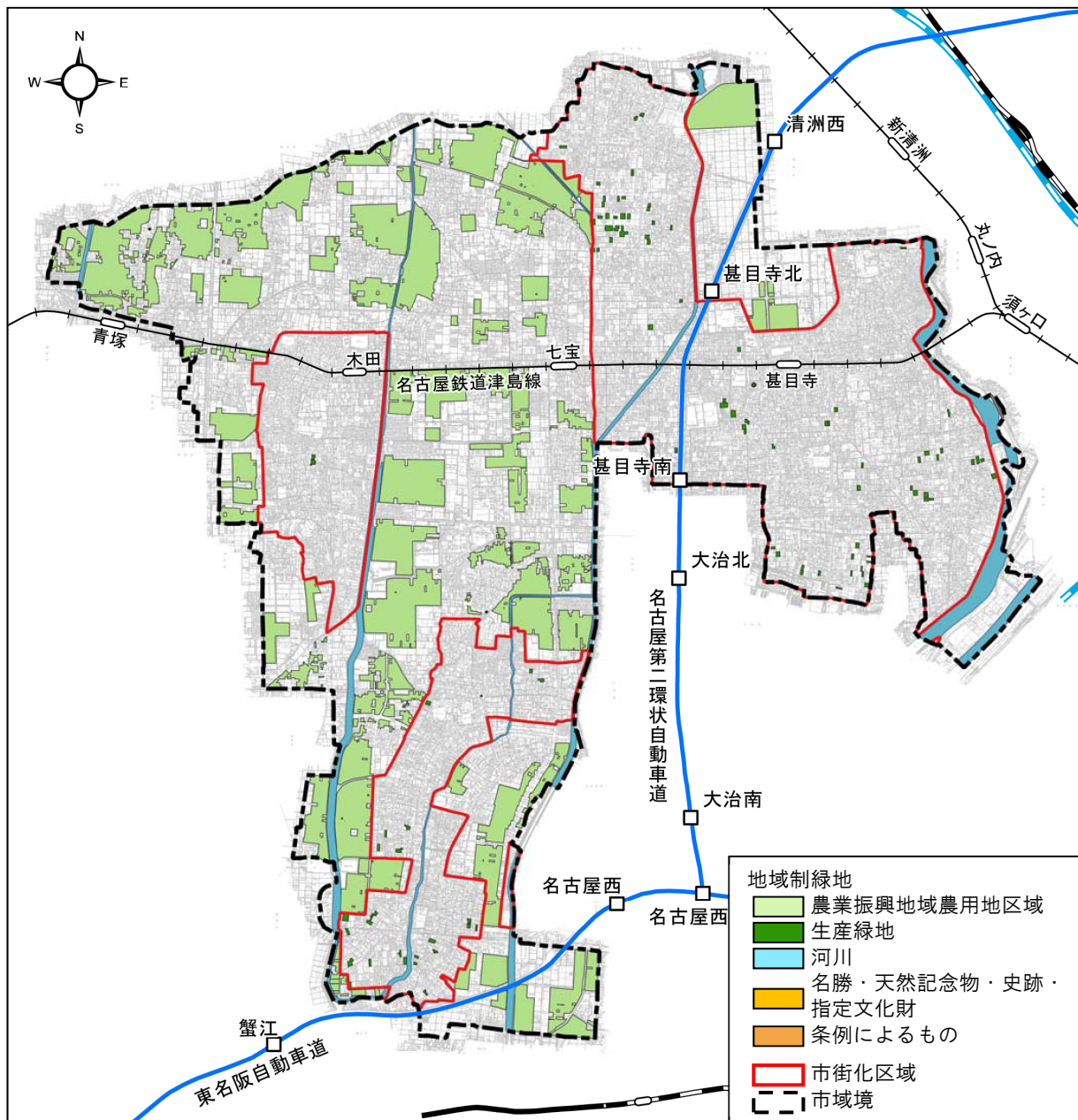
蟹江川



七宝焼原産地道標（史跡）



蓮華寺寺叢（じそう）（愛知県自然環境保全地域）



資料：あま市資料

■ 地域制緑地の分布状況

愛知県自然環境保全地域：蓮華寺寺叢（じそう） —木曾川の自然堤防と常緑広葉樹林—

蓮華寺は、木曾川の砂の堆積により形成された自然堤防の小丘に立地しており、今でも自然堤防の名残を見ることができます。

古くからそのままの姿で守られてきた蓮華寺寺叢（じそう）は、この地方が開発される以前の本来の自然植生を見ることができる森となっています。各地で開発が進む中、このような環境は貴重な存在となっています。林内には、イチイガシ、シラカシ、クロガネモチ等の高木が自生し、樹齢も高く老大木となっています。

参考：愛知県 HP



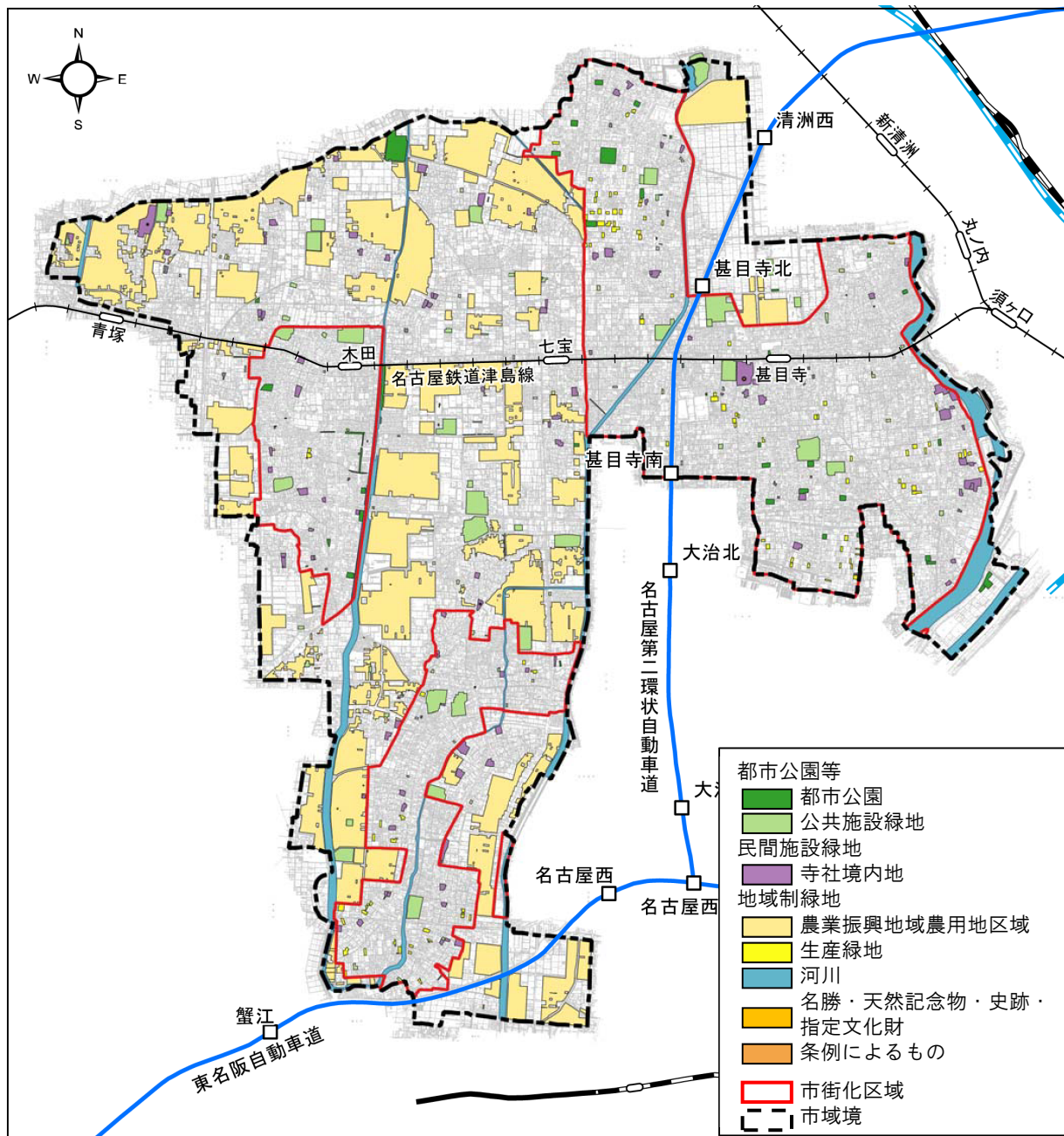
1：自然堤防の小丘、2：全景、3：蓮華寺

■緑地現況量（総括）

市内の緑地面積は合計 641.11ha、緑地率は 23.33%となっています。

※令和 3（2021）年 4 月 1 日現在

項目			箇所	面積（ha）	m ² /人
施設緑地	都市公園等	都市公園	56	13. 11	1. 47
		公共施設緑地	112	55. 20	6. 20
		都市公園等 合計	168	68. 31	7. 67
	民間施設緑地		131	26. 91	3. 02
	施設緑地 合計		299	95. 22	10. 69
地域制緑地	法によるもの		103	545. 31	61. 24
	条例によるもの		1	2. 21	0. 25
	重複分		1	0. 10	－
	地域制緑地 合計		103	547. 42	61. 48
重複分			3	1. 53	－
緑地 総計			399	641. 11	72. 00
人口 ※令和3（2021）年4月1日現在			89, 045		
市域面積（ha）			2, 749		
緑地率（％）			23. 33		



出典：あま市資料

■緑地現況図

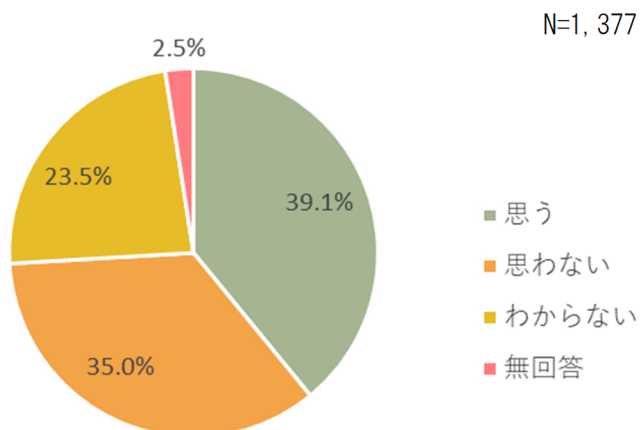
3 緑に関する市民の意識

本計画の策定にあたり、市民の意見や要望をプランに反映させるため、市民意識調査を実施しました。主な調査結果は次のとおりです。

【Ⅰ あま市の緑について】

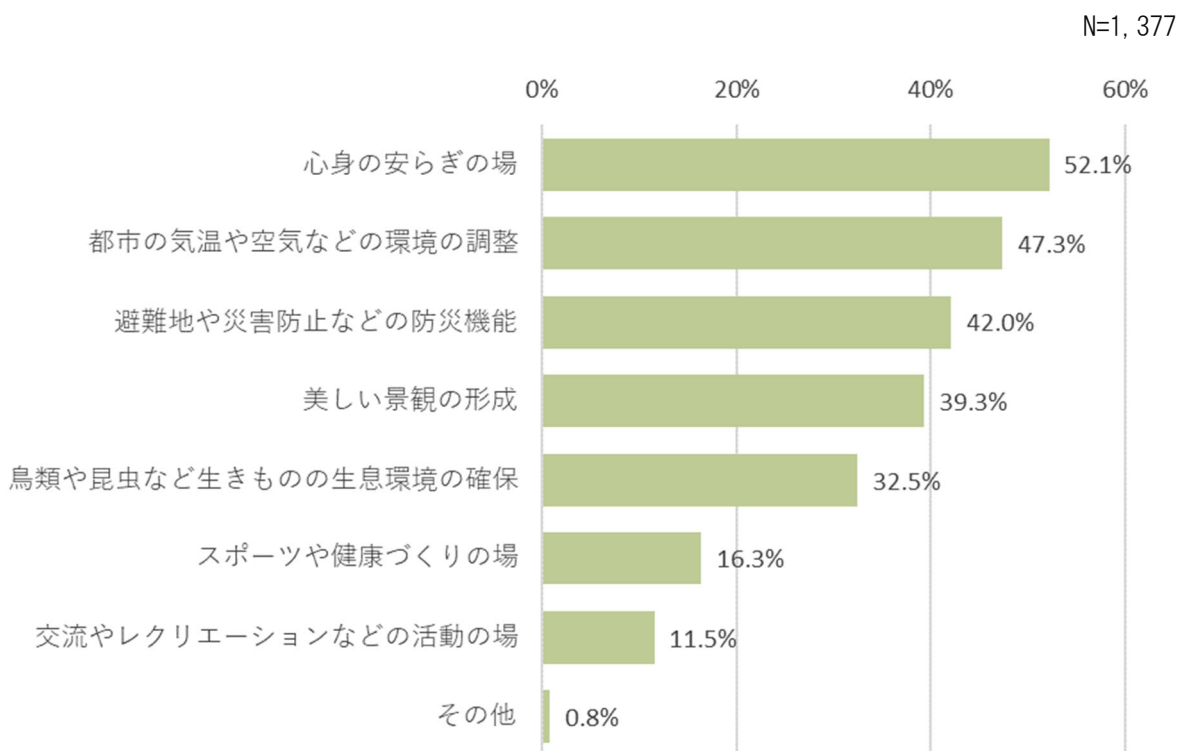
あま市は「緑豊かなまち」だと思いますか。（単一回答）

「緑豊かなまち」だと思う人・思わない人はどちらも約40%程度となっています。



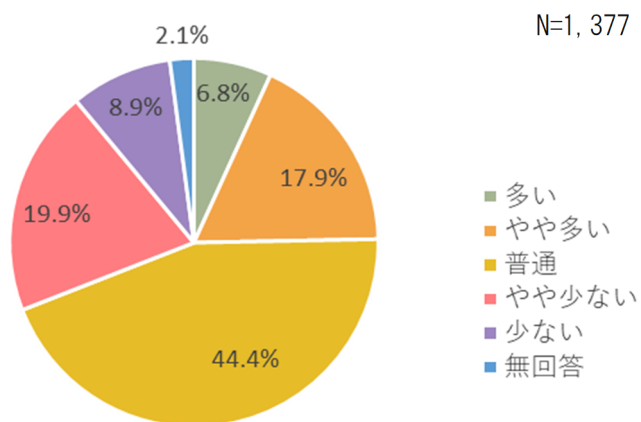
緑が持つさまざまな役割や機能のうち、特に重要と考えるもの（3つまで回答）

重要だと思う機能として、「心身の安らぎの場」（52.1%）が最も多く、次いで「都市の気温や空気などの環境の調整」（47.3%）、「避難地や災害防止などの防災機能」（42.0%）となっています。



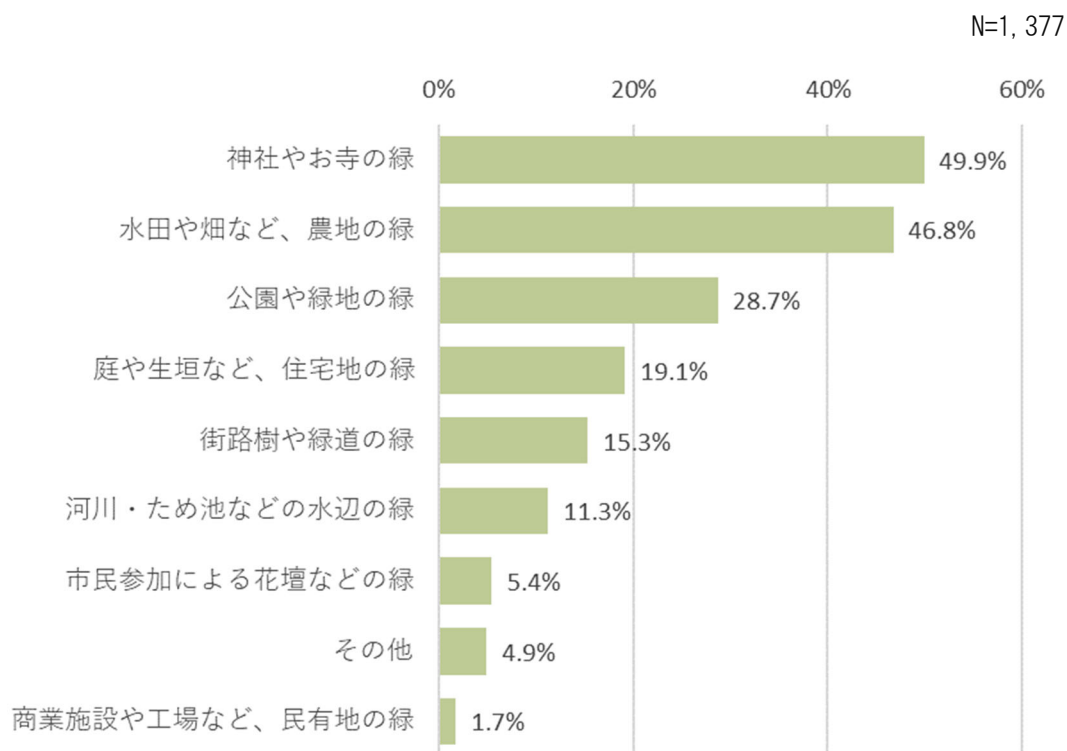
お住まいの地域の緑の量

地域の緑の量として、「多い・やや多い」が 24.7%に対し、「やや少ない・少ない」が 28.8%となっていることから、市民の緑に対する意識は低い傾向にあります。



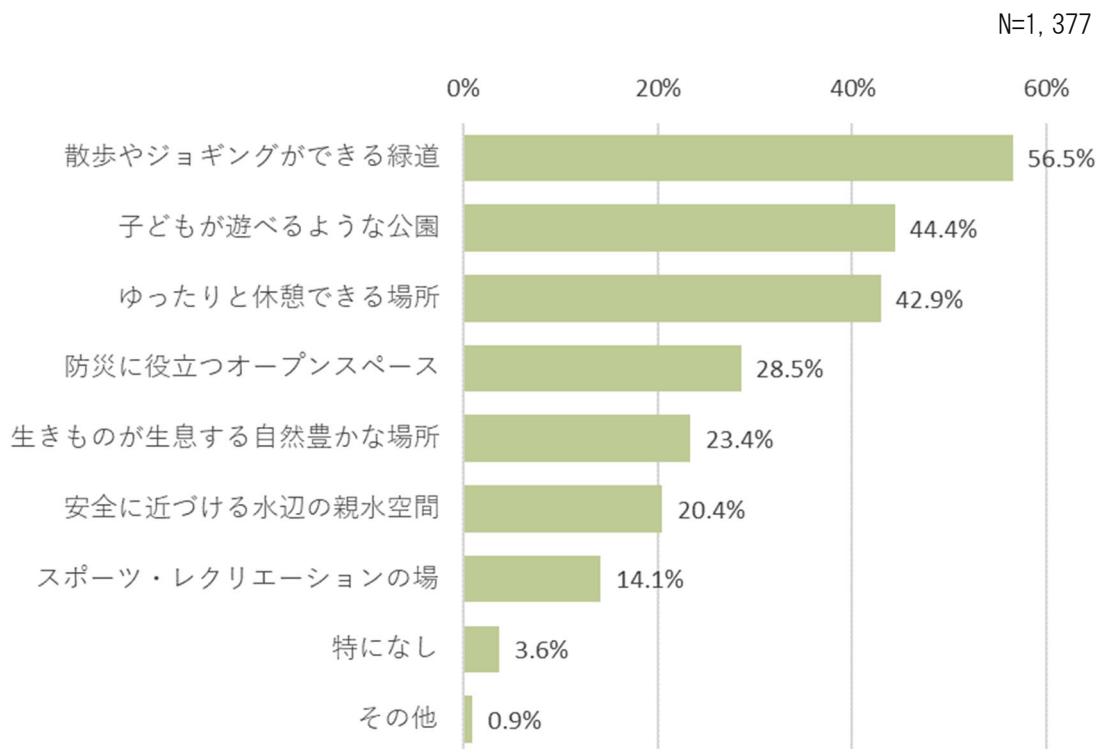
お住まいの地域の緑で、気に入っている緑（3つまで回答）

市民が気に入っている緑として、「神社やお寺の緑」（49.9%）、「水田や畑など、農地の緑」（46.8%）、「公園や緑地の緑」（28.7%）が挙げられています。



身近な場所にあれば良いと思う緑の空間（3つまで回答）

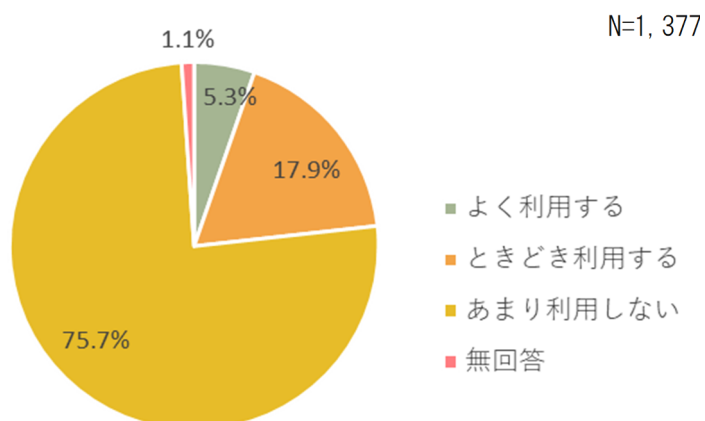
身近な緑の空間として、「散歩やジョギングができる緑道」（56.5%）が最も多く、次いで「子どもが遊べるような公園」（44.4%）、「ゆったりと休憩できる場所」（42.9%）が求められています。



【Ⅱ あま市の公園施設について】

市内の公園の利用頻度（単一回答）

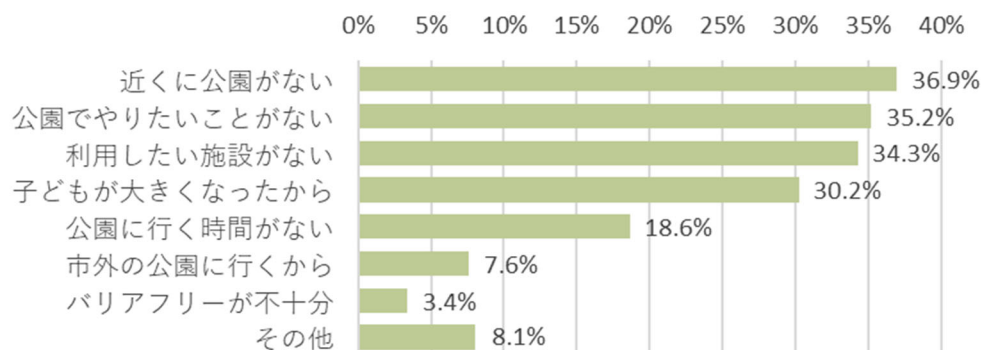
市民の75.7%が公園を「あまり利用しない」と回答しています。



（前質問で「あまり利用しない」と回答した方）
市内の公園を利用しない理由（3つまで回答）

公園を利用しない理由として、「近くに公園がない」（36.9%）が最も多く、次いで「公園でやりたいことがない」（35.2%）が挙げられており、公園の量・質の面からも利用しない理由が挙げられています。

N=1,042



よく利用する公園（自由記述）

＜市内（上位 10 ヶ所）＞

市内でよく利用する公園として挙げた都市公園は森ヶ丘公園（50 人）が最も多く、次いで二ツ寺親水公園（14 人）、木田郷西公園（13 人）となっています。

都市公園以外では、七宝焼アートヴィレッジ（35 人）や文化の杜（美和文化会館）（7 人）、上萱津コミュニティ防災センター（5 人）等、公共施設に併設する緑地や広場が挙げられています。

項目	回答数
森ヶ丘公園	50
七宝焼アートヴィレッジ	35
二ツ寺親水公園	14
木田郷西公園	13
小路 1 号公園（旧ふれあい公園）	12
リバーサイドガーデン	7
文化の杜（美和文化会館）	7
小路 2 号公園（旧なかよし公園）	6
池端ちびっこ広場	6
上萱津コミュニティ防災センター	5

＜市外（上位 20 ヶ所）＞

市外でよく利用する公園として挙げた公園は戸田川緑地公園（71 人）が最も多く、次いで国営木曽三川公園（43 人）、庄内緑地公園（35 人）となっています。

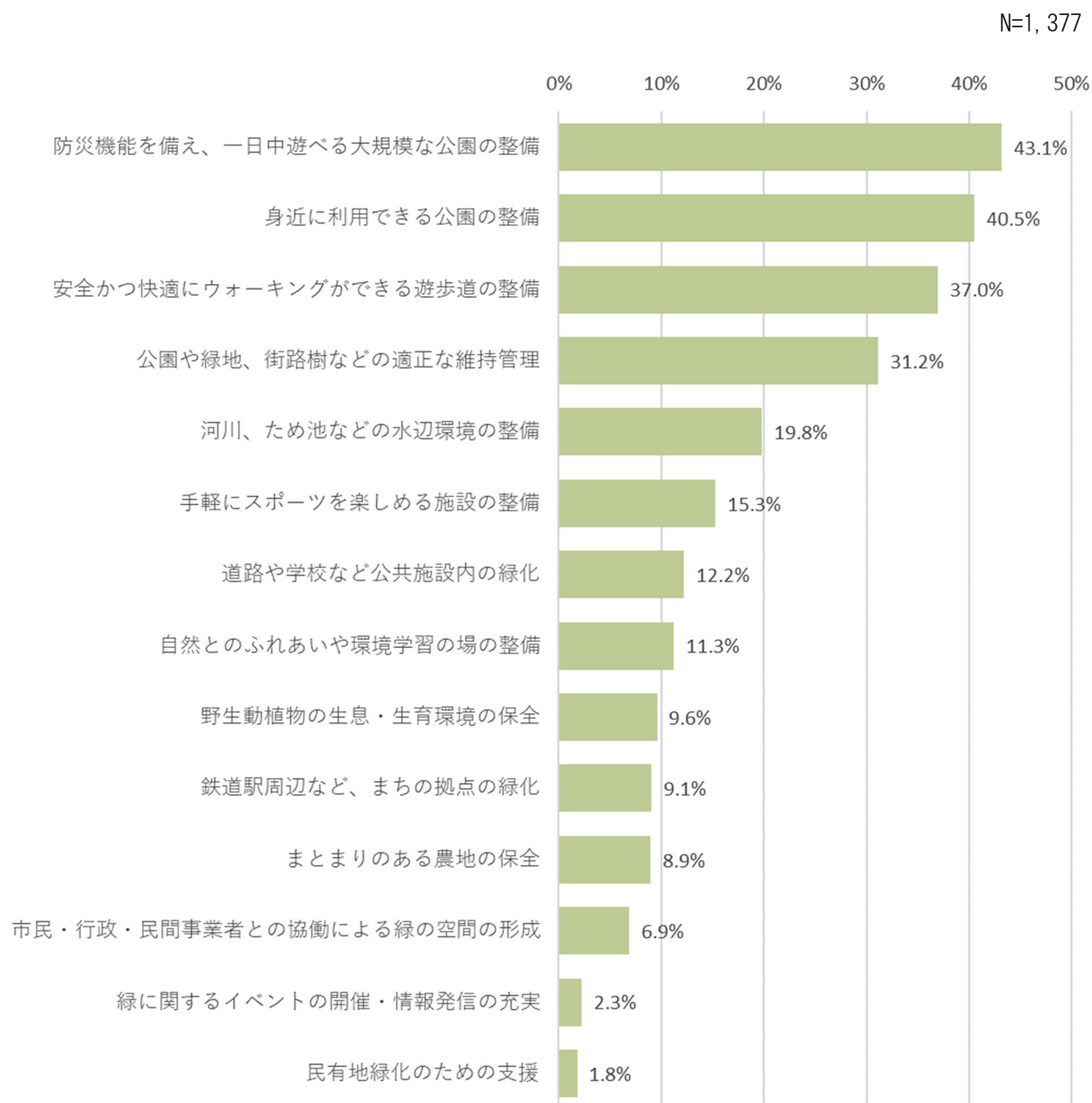
よく利用する公園の所在地は、名古屋市や津島市、稲沢市等の隣接市町が多くなっています。

項目	回答数
戸田川緑地公園（名古屋市）	71
国営木曽三川公園（愛知県・三重県・岐阜県）	43
庄内緑地公園（名古屋市）	35
海南こどもの国（弥富市）	33
天王川公園（津島市）	27
名城公園（名古屋市）	22
祖父江緑地公園（稲沢市）	19
中村公園（名古屋市）	16
鶴舞公園（名古屋市）	10
津島東公園（津島市）	10
稲沢公園（稲沢市）	7
大高緑地公園（名古屋市）	5
荒子川公園（名古屋市）	5
モリコロパーク（長久手市）	5
養老公園（養老町）	5
清洲公園（清須市）	5
富田公園（名古屋市）	4
県立愛知県森林公園（名古屋市・尾張旭市）	4
愛知県下水道科学館（稲沢市）	4
佐屋川創郷公園（蟹江町）	3
込野農村広場（稲沢市）	3

【Ⅲ あま市の緑に関する取組みについて】

緑のまちづくりを進める上で、重点的・優先的に進めるべき取組み（3つまで回答）

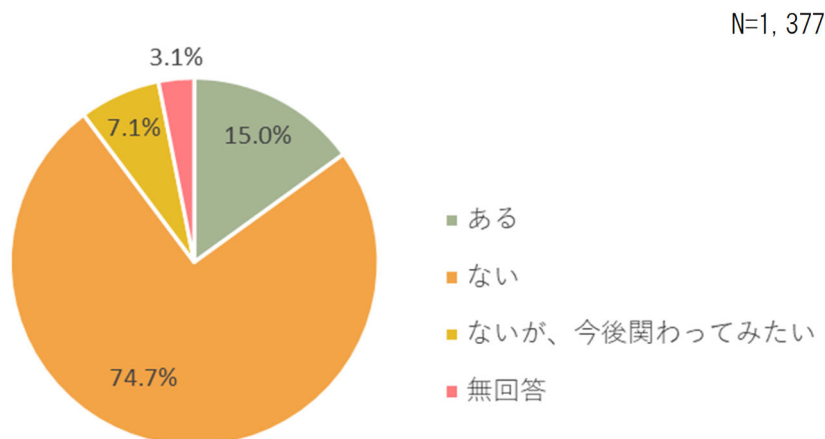
重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備え、一日中遊べる大規模な公園の整備」（43.1%）や「身近に利用できる公園の整備」（40.5%）、「安全かつ快適にウォーキングできる遊歩道の整備」（37.0%）等、ハード面での取組みが求められている一方で、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」（31.2%）といったソフト面での取組みも求められています。



【Ⅳ あなたの緑に関する取組みについて】

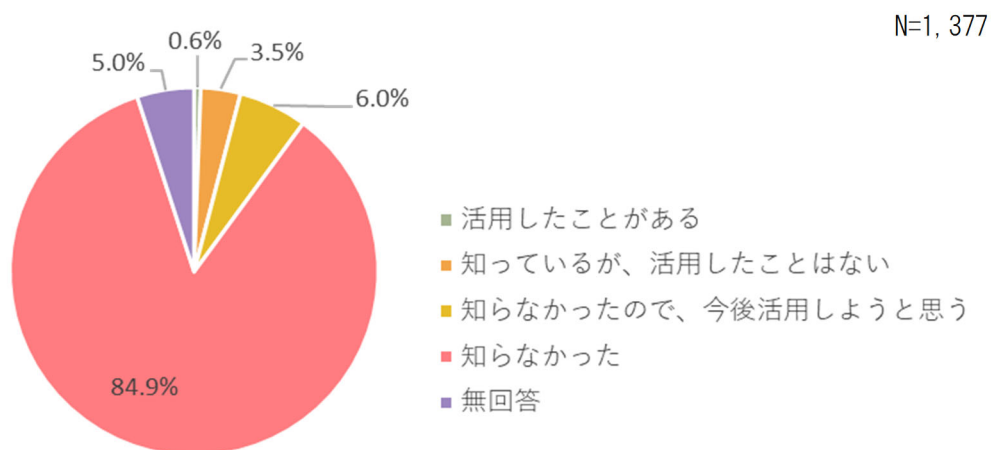
関わっている緑に対する取組み（単一回答）

緑の取組みに関する関心度について、74.7%の市民が緑の取組みに関わったことがないと回答しています。



「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度と活用実績

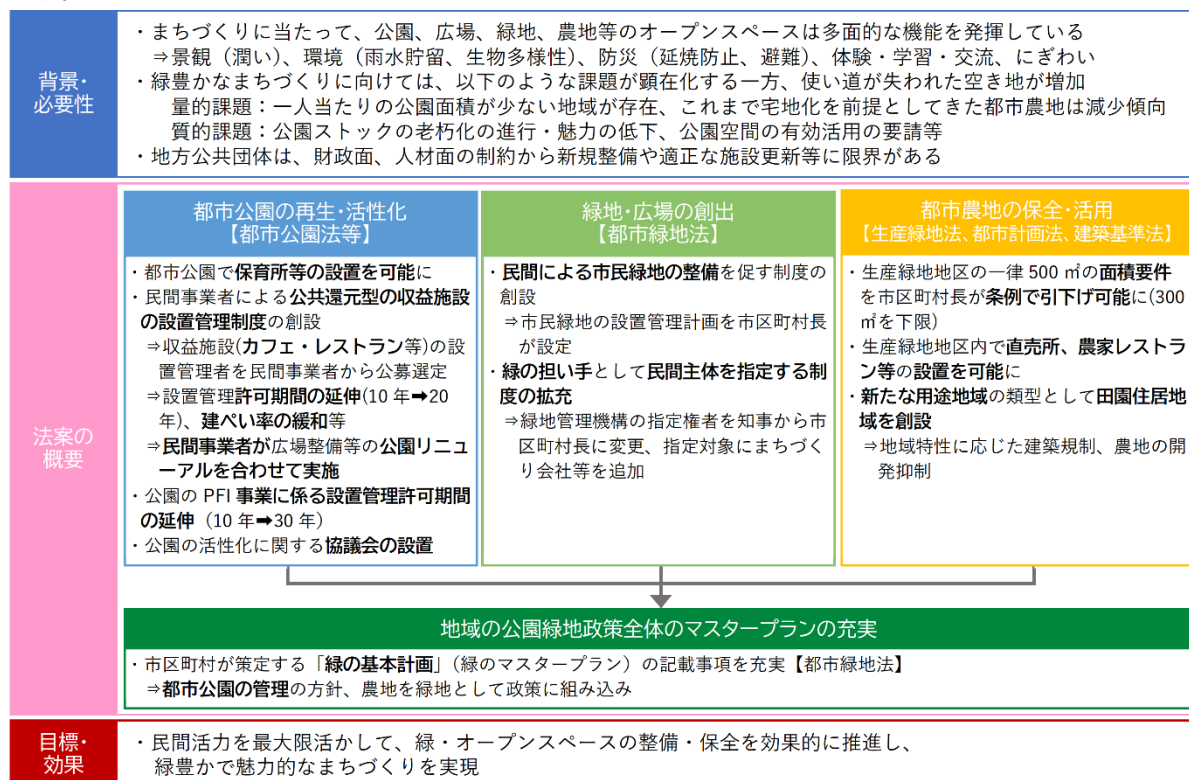
補助金の認知度と活用実績として、「活用したことがある・知っているが、活用したことはない」と回答した市民が4.1%に対し、「知らなかった」と回答した市民が90.9%と市民への認知度は低い状況となっています。また、知らなかったと回答した市民のうち、6.0%は今後活用しようと考えています。



4 緑に関する新たな視点

(1) 都市緑地法等の緑に関する法律の改正

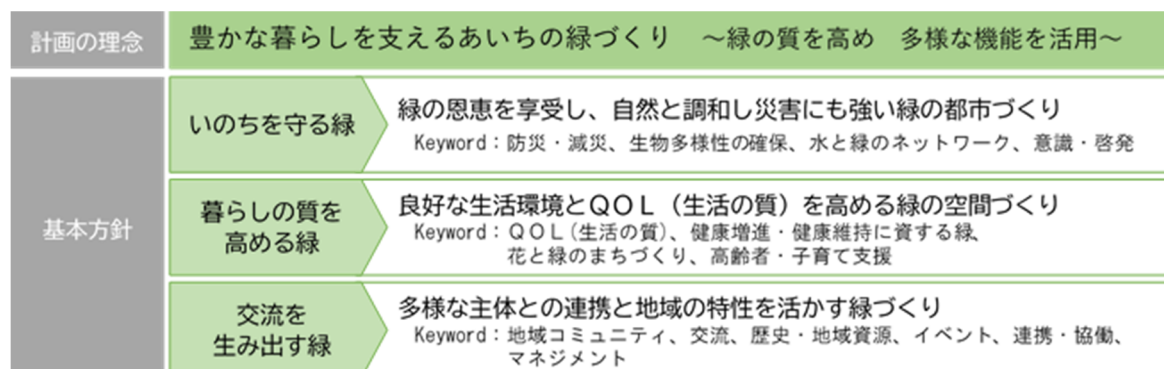
平成 29 (2017) 年に改正された「都市公園法」や「都市緑地法」等の緑に関する法律で掲げられている目標の実現に向けて、本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。



(2) 「愛知県広域緑地計画」の改訂

『愛知県広域緑地計画』は、愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な観点から県内の緑に対する考え方や、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の 3 つの緑を効果的に活用することを目指しています。



（３）ニューノーマルのまちづくりに向けた緑とオープンスペース政策

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、緑とオープンスペースの重要性が再認識されるようになったことを受け、公園緑地等の屋外空間の利活用が見直されています。今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しいまちづくりの一つとして、緑とオープンスペースを柔軟に活用することが期待されています。

（４）自然災害等に関する防災対策の必要性

近年の頻発・激甚化する台風や集中豪雨、地震等の自然災害等に対して、住民の防災意識も変化しており、防災対策の必要性が高まっています。また、近年では「防災」だけでなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方も主流になってきていることから、緑とオープンスペースが持つ防災機能（災害時の避難路や避難地、災害の緩和・防止等）を最大限に活用しながら、自然災害に強い都市づくりが求められています。

（５）グリーンインフラに関する取組みの推進

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能な魅力ある都市づくりを進めるものです。

今後は、この「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することで、自然災害にも強い持続可能な都市づくりが実現できると期待されています。

（６）持続可能なまちづくりの推進

平成 27（2015）年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsでは、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意

欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、積極的に取り組んでいくことが期待されています。



資料：国際連合広報センター公式ウェブサイト

（７）生物多様性に配慮した「緑の基本計画」の策定

平成 30（2018）年 4 月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されました。生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける住民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであることから「緑の基本計画」において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。

5 これからの緑のまちづくりに向けて

(1) あま市の緑に関する現況分析

本市の特性	・今後の人口は平成 27(2015)年の約 86,900 人から令和 27(2045)年の約 73,600 人と、30 年間で約 15%減少する予測である（国立社会保障・人口問題研究所推計） ・公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、選択と集中による公園緑地や街路樹等の整備が求められる
都市公園の整備状況	・一人当たりの都市公園面積は 1.47 m²/人となっており、国の標準値(10.0 m²/人)や愛知県の平均(7.84 m²/人)を大きく下回っている 【市民意識調査】 ・公園の利用について、市民の 75.7%が「あまり利用しない」と回答しており、公園を利用しない理由として「近くに公園がない」、「公園でやりたいことがない」を挙げられている ・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」や「身近に利用できる公園の整備」、が多く挙げられている
環境保全機能	・市域は広大な濃尾平野にあり、田畑が広く分布しているが、宅地への転用が進んでいる ・愛知県の自然環境保全地域に指定されている蓮華寺寺叢（じそう）をはじめ、市内に点在する社寺林が多様な生き物の生息空間となっている ・市内に広がる田畑、福田川や蟹江川等の河川は、生物多様性の維持に寄与している
レクリエーション機能	・本市には街区公園や近隣公園といった住区基幹公園は整備されているが、大規模な公園や緑地は整備されていない 【市民意識調査】 ・75.7%の市民が市内の公園を「あまり利用しない」と回答している ・よく利用する市外の公園として、名古屋市の戸田川緑地公園や庄内緑地公園、国営木曽三川公園、弥富市の海南こどもの国が多く挙げられている ・身近な場所にあれば良い緑の空間として「散歩やジョギングができる緑道」、緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」が多く挙げられている
防災機能	・市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であるため、大地震における液状化の危険性が高く、津波浸水想定に一部かかっている ・遊水池や雨水貯留施設等の排水対策が順次進められている 【市民意識調査】 ・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」を回答した市民が最も多く、防災対策が求められている
景観形成機能	・市内には、甚目寺観音や蓮華寺をはじめとする社寺林が 131 ヶ所、26.91ha 存在し、あま市の歴史的景観の形成に寄与している ・伝統工芸である七宝焼をテーマにした総合施設である「七宝焼アートヴィレッジ」の年間利用者数は約 12 万人であり、今後も伝統産業の継承や観光資源としての活用が期待されている 【市民意識調査】 ・気に入っている緑として 49.9%の市民が「神社やお寺の緑」と回答している ・よく利用する公園として「七宝焼アートヴィレッジ」が多く回答されている
連携・協働	・近年、全国的に市民や事業者と連携・協働して公園緑地の整備や維持管理が取り組まれているが、本市においては市民や事業者との連携・協働による維持管理等を行う仕組みが整っていない 【市民意識調査】 ・緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「公園や緑地、街路樹等の適正な維持管理」が求められている ・81.8%の市民が緑に関する取組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考えている市民が 7.1%いる ・「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度は 4.1%に留まっている

(2) あま市の緑に関する課題

環 境	河川を軸とした自然・生態系ネットワークの形成 本市は、海拔ゼロメートル以下が広がり、多くの河川が南北に流下しています。これまでの緑の取組みにおいても、河川を軸としたネットワークの形成を骨格としており、二ツ寺親水公園や、リバーサイドガーデン、庄内川河川敷公園等、親水空間の整備を進めてきています。 そうした本市の地域特性を踏まえると、今後も河川における自然環境、生物多様性の保全、親水空間の充実、公園緑地のネットワークの強化等、環境にやさしく、身近に水と緑を感じられる都市づくりが重要となります。
防 災	総合的な災害対策の推進 市民の生命や財産を守るため、河川改修等災害を未然に防止するための都市基盤の整備が必要であり、被害を最小化する減災対策も進める必要があります。緑とオープンスペースが持つ防災機能については、近年、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用が期待されています。 海拔ゼロメートル以下が広がる本市では、雨水を安全に流下させ、水害防止を図るための治水対策が重要となることから、公園や広場での遊水・貯留機能の確保や、農地の遊水機能の活用等、グリーンインフラをソフト・ハードの両面から活用した総合的な災害対策の推進を図る必要があります。
生 活	地域の特性に応じた公園緑地の整備・充実 本市の都市公園面積は他都市に比べて少なく、一人当たりの都市公園面積も 1.47 m²/人と愛知県の平均値 7.84 m²/人を大きく下回っており、ちびっこ広場や児童遊園等で、市民の身近な緑とオープンスペースを確保している状況です。 今後、人口減少社会を迎える中、都市構造上、整備の重要性が高い場所や公園が不足する場所等を中心に公園等の整備を検討するとともに、老朽化して市民ニーズに対応できなくなった既設公園について、市民の生活環境等の地域特性に応じた再整備等を図っていく必要があります。
活 力	まちの活力を維持・向上するための都市づくり 人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの衰退等の課題に対して、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり、中心市街地の賑わいの再生、地域コミュニティの維持・活性化等、まちの活力を維持・向上する都市づくりが必要です。 魅力的な緑とオープンスペースが、活力ある都市づくりに欠かせない時代となっています。
活 用	地域の歴史・文化的資源の保全と活用 本市は、甚目寺観音や蓮華寺をはじめ、歴史・文化的資源が豊富であり、市内には多くの社寺林や歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、歴史的な街道やその街並み等が残っており、貴重な地域の景観資源を有しています。また、江戸末期から伝わる伝統工芸“七宝焼”についても、伝統産業の継承や観光資源としての活用が進められています。 こうした地域の歴史・文化的資源は、“緑”との関わりが強いことから、都市の景観形成や地域活性化等、様々な視点での保全と活用が求められます。
協 働	市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり 近年、公園愛護会や指定管理者制度、Park-PFI等の市民や事業者と連携・協働しながら公園緑地を整備、維持管理する自治体が増えている中、本市においてはこれらを行う仕組みや制度が未だ不十分な状況にあります。 これからの緑の都市づくりにおいては、今ある緑とオープンスペースを上手に活用し、質の高い緑地空間の創出が求められることから、市民や事業者との連携・協働の仕組みづくりや緑に関する取組みの情報発信等が重要となります。

第3章

あま市が目指す緑の将来像

1 あま市が目指す緑の姿

近年、自然災害の多発・激甚化や新型コロナウイルス感染症の流行等により、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。その中で、日々の生活にうるおいや癒やしを与える機能や、災害による被害を軽減する機能等、緑やオープンスペースが有する機能の重要性が再認識されています。また、限りある資源を有効に活用し、持続可能な社会を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みが世界的に進められていますが、その実現においても、緑は大きな役割を果たすと考えられています。

本市は、庄内川、新川、五条川といった水辺の緑や、市街地周辺に広がる農地等、多くの緑に囲まれています。また、蓮華寺、萱津神社、甚目寺観音等の社寺と周辺の緑が街なかに歴史性とうるおいを与え、地域の歴史と文化を伝えています。市街地内には、住民に身近な公園や広場等が整備されているほか、公共施設や道路沿道の緑化が進められています。

このような本市の緑の特性を活かし、地域の歴史、文化とともに次世代へつなげるため、市民との協働により、水と緑の都市づくりを進めていきます。

■あま市の将来像（第2次あま市総合計画（案））

ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”

■都市の将来像（仮）（都市計画マスタープラン）

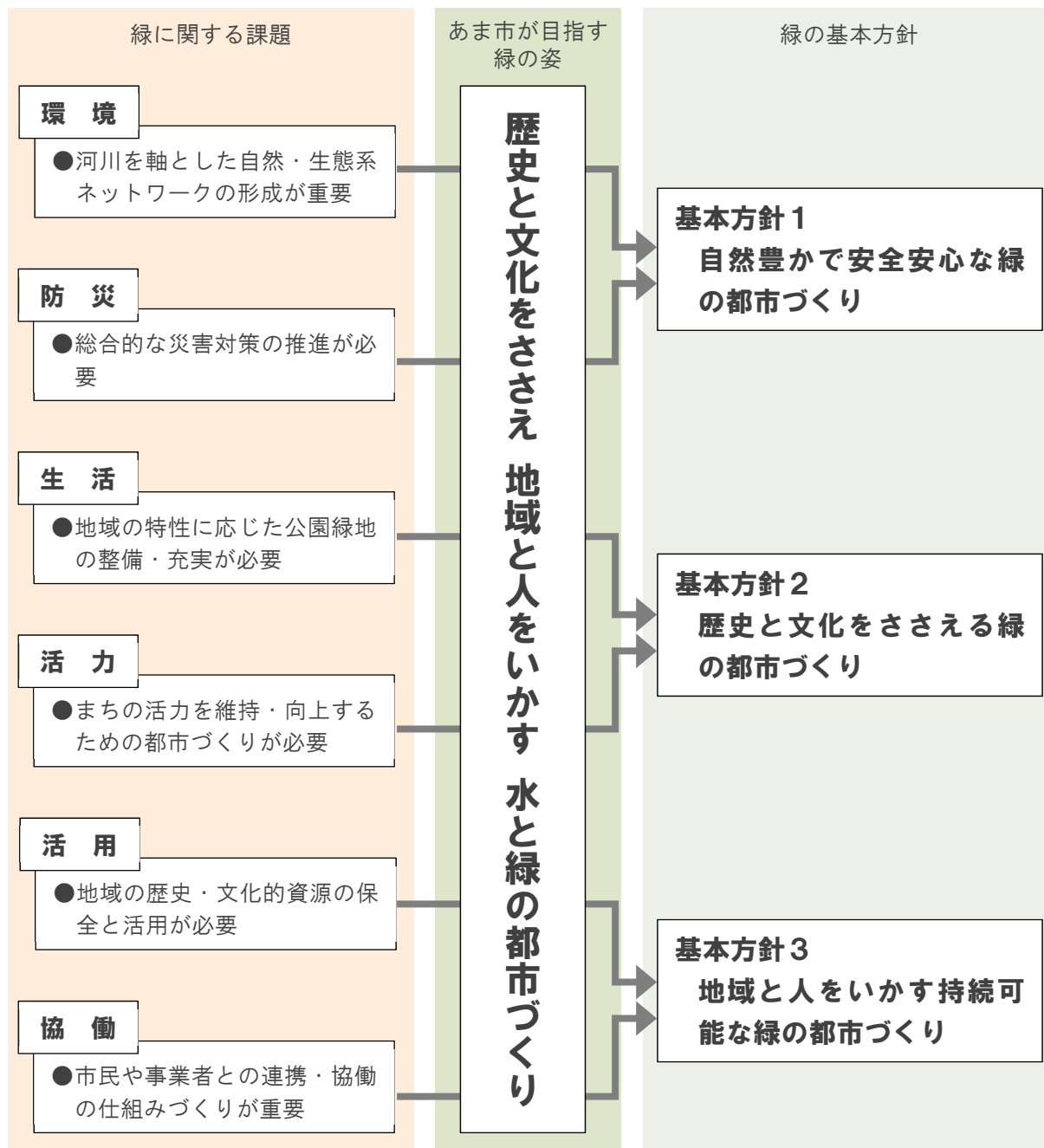
“あまチカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

■あま市が目指す緑の姿（仮）

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり

2 緑の基本方針

あま市が目指す緑の姿を実現するため、前章で示した課題を踏まえ、本計画の基本方針を3つの視点に基づいて策定します。



基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり【keyword：環境・防災】

水（河川）と緑が持つ多面的な機能を活用して、温室効果ガスを吸収し、自然環境、生物多様性を保全し、自然災害に備え、防災・減災機能が優れた緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 水と緑のネットワーク形成
- 河川・水路の親水性向上
- 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

【緑の構成要素】

緑の軸	 グリーンベルト（農地の保全）	市街地周辺の農地の緑
	 親水環境軸（水の軸）	緑の拠点を結び、動植物の生息地や移動経路となる河川の緑
緑の拠点	 緑の拠点	市民の休息やレクリエーション活動を支える緑の拠点（蓮華寺寺叢（じそう）や二ツ寺親水公園、森ヶ丘公園等）
	 防災・交流拠点	市域全体の安全安心と地域活力の創造を支え、居住環境の向上に資する地域拠点（新庁舎及び七宝駅周辺）

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり【keyword：生活・活力】

地域の歴史・文化的資源を大切にしながら、市民の生活の質の向上を図り、活力と魅力ある市街地を形成し、美しい緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備
- 地域の特性に応じた公園の整備・充実
- 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

【緑の構成要素】

緑の軸	 生活交流軸（道の軸）	市街地間を連絡し日常生活を支える主要幹線沿道
緑の拠点	 歴史・文化拠点	地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点（七宝焼アートヴィレッジ一帯、蓮華寺寺叢（じそう）、萱津神社一帯、甚目寺観音一帯）
	 街なか居住拠点	多くの人が集い交流するまちの顔づくりと合わせ、居心地が良く歩きなくなる緑豊かな都市づくりを牽引する場
	 主な公園緑地  公共施設緑地  寺社境内地	レクリエーションや防災等、多様な機能の拠点となる都市施設緑地

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり【keyword：活用・協働】

水と緑の豊かな自然環境と、貴重な歴史と文化を次世代につないでいくために、地域と人の役割を最大限に活用し、持続可能な緑の都市づくりを進めます。

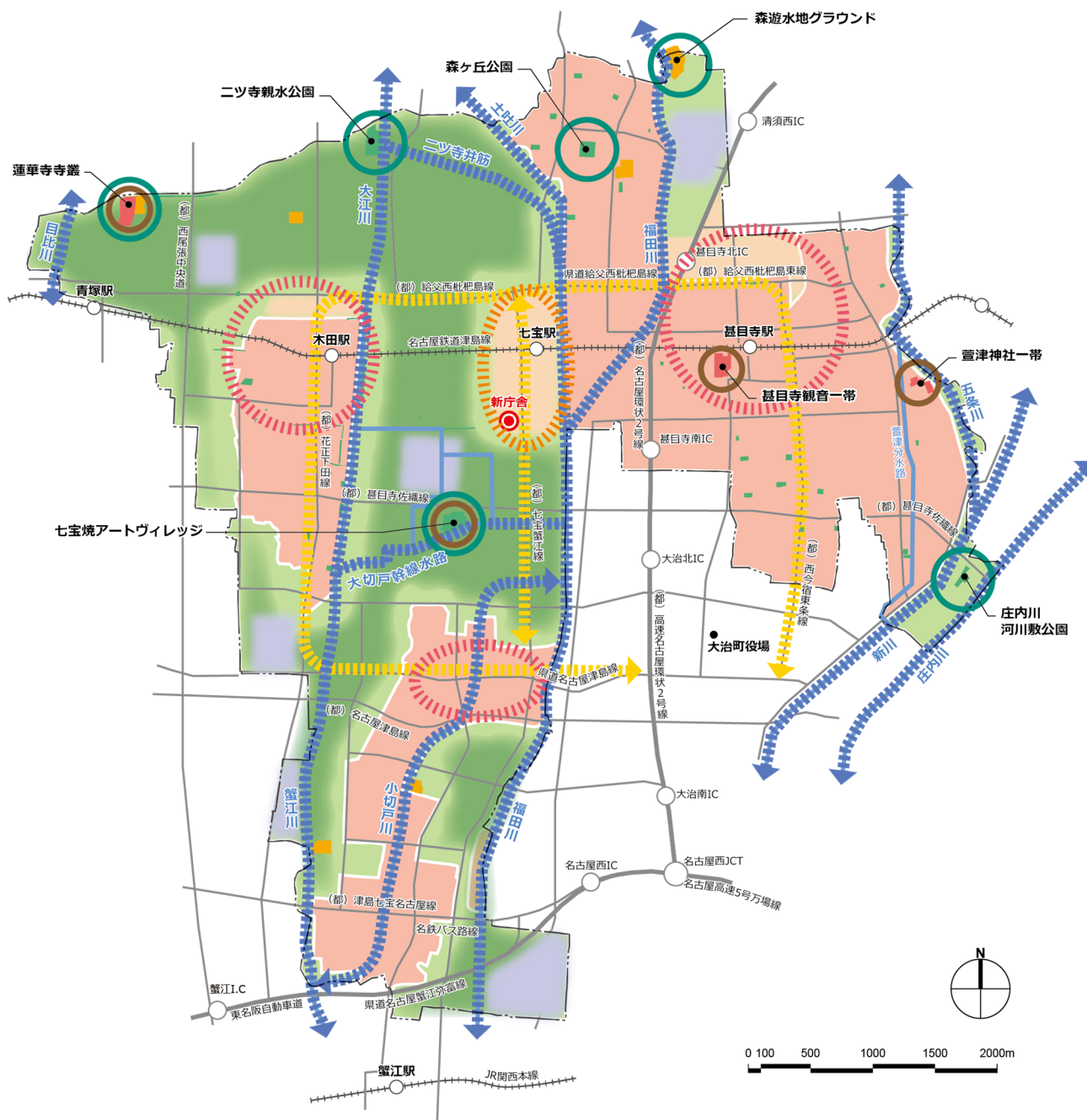
【施策の方向性】

- 地域の景観資源の保全・活用
- 市民や事業者との連携・協働の推進
- 緑に関する情報発信と普及啓発

【緑の構成要素】

緑のゾーン	 市街地ゾーン	住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域
	 市街化検討ゾーン	街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域
	 農住・自然ゾーン	集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域 駅周辺という恵まれた環境を活かした居住環境の向上を図る地域（新庁舎及び七宝駅周辺のみ）
	 既存工業地・産業誘導候補地	交通の利便性等を活かし、既存工業地の維持、及び工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図りつつ、周囲に広がる農地等の自然と調和した緑化を推進する地域

3 緑の将来像図



凡 例

	グリーンベルト（農地の保全）		街なか居住拠点		市街地ゾーン
	親水環境軸（水の軸）		防災・交流拠点		市街化検討ゾーン
	生活交流軸（道の軸）		主な公園緑地		農住・自然ゾーン
	緑の拠点		公共施設緑地		既存工業地・産業誘導候補地
	歴史・文化拠点		寺社境内地		主な水路

4 緑の目標値

緑の基本方針を踏まえ、あま市の目指すべき緑の目標値を3つ設定します。これらの目標値の向上を図ることで緑の基本方針、将来像の実現を目指します。

目標値：緑の満足度（不満と感じる方の割合）

公園や緑地、街路樹等の身近な緑の充実や、水と緑のネットワークの形成等により、市民意識調査の緑の満足度に関し、不満と感じる回答者の割合の減少を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
25.3%	15%

目標値：緑地の割合

都市公園や寺社境内地等の緑（施設緑地）や、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、愛知県自然環境保全地域等の緑（地域制緑地）の保全に努め、市域面積に対する緑の割合の現状維持を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
23.3%	概ね23% （現状維持）

目標値：市民一人あたり都市公園等面積

都市公園や公共施設緑地の整備、維持等により、市民一人あたりの都市公園等面積（都市公園面積＋公共施設緑地面積）の増加を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
7.67 m ² /人	約8.1 m ² /人

5 緑の保全・創出・活用の方針

（１）緑の保全の方針 ～緑の保全による生態系ネットワークの形成～

多くの河川・水路や社寺林等の点在する緑地、グリーンベルトを形成する農地等の緑を保全することで、人と自然が共生する生態系ネットワークの形成を目指します。

「緑の保全による生態系ネットワークの形成」

- ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全
- ② グリーンベルトを形成する農地の保全
- ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全

庄内川・新川・五条川等の骨格となる河川や、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等の拠点となる緑地を保全します。

② グリーンベルトを形成する農地の保全

本市の市街地を囲み、グリーンベルトを形成する農地は、田園風景をつくる景観形成機能、洪水時には遊水地となる防災機能、都市気象を緩和する環境保全機能等、多面的な機能を有していることから、本市の貴重な緑地として保全します。

③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

本市の歴史・文化をささえる甚目寺観音や蓮華寺、萱津神社等の社寺林、旧街道の街並みや七宝焼ゆかりの地域等は、地域のシンボルであり、都市の魅力を高める緑とオープンスペースとなっており、これらの地域資源を保全します。

（２）緑の創出の方針 ～“都市の緑”創出による都市力の向上～

緑とオープンスペースが持つ多面的機能を発揮する『グリーンインフラ』として新たな“都市の緑”を創出することで、本市の都市力の向上を目指します。

「“都市の緑”創出による都市力の向上」

- ① 防災・減災機能を強化する緑の創出
- ② 都市の魅力を高める緑の創出
- ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

① 防災・減災機能を強化する緑の創出

災害時に広域避難場所として活用できる公園緑地の整備や、既設の公園緑地の防災・減災機能の強化する“緑とオープンスペース”を創出します。

② 都市の魅力を高める緑の創出

駅周辺や都市構造上、重要な場所においては、総合的な治水対策や賑わいづくり等、複数の地域課題を解決するグリーンインフラ活用型の“都市の緑”を創出します。

③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

老朽化した既設公園の再整備や使われなくなった公園の再生等、地域の特性や多様な市民ニーズに対応した“身近な緑”を創出します。

（３）緑の活用の方針 ～緑の活用による持続可能な都市づくり～

市民の暮らしの質を高め、地域の交流を促進し、これからの人口減少社会へ対応できるように緑を活用することで、本市の持続可能な都市づくりを目指します。

「緑の活用による持続可能な都市づくり」

- ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用
- ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用
- ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

① 市民の暮らしの質を高める緑の活用

地球温暖化対策や生態系保全等の環境学習や地域の歴史文化を学ぶ環境づくりを推進するなど、情報発信や普及啓発、市民参加の機会提供等に緑を活用します。

② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用

“地域の緑”に愛着を持ち、地域の伝統行事や地域文化を継承し、持続可能な地域コミュニティを醸成していくために、身近な公園緑地や広場等の緑を活用します。

③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

公園の利便性向上を図る協議会の設置や、市民緑地認定制度の活用等、市民・事業者・行政の連携・協働により緑を活用します。

6 都市公園等の整備と管理の方針

（１）都市公園等の整備の方針 ～地域をいかす整備の方針～

① 拠点となる公園緑地の整備

災害時の防災拠点や広域的な交流拠点等、本市の歴史・文化や地域の特性を活かした拠点となる公園緑地の整備に努めます。

② 既設の公園緑地の再整備と再生

既設公園等の既存ストックを有効活用し、老朽化した施設等は再整備を行うとともに、市民ニーズに対応した公園再生（ハード・ソフト両面の整備）に取り組みます。

（２）都市公園等の管理の方針 ～人をいかす管理の方針～

① 市民・事業者・行政の協働による公園緑地の管理運営

まちづくり等の地域活動団体と連携して、市民や事業者の方々が公園緑地の管理運営に関わる機会をつくり、市民・事業者・行政の協働による管理運営を目指します。

② 民間活力導入による公園緑地の管理運営

持続可能な公園緑地の管理運営を目指すため、公募設置管理制度（Park-PFI）等、様々な民間活力導入の手法を検討し、新しい公園経営の視点に立った公園緑地の管理運営手法の確立に努めます。

第4章

緑の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

施策の方向性ごとに3つの施策を設定します。これらの施策を推進することで、基本方針の実現を目指します。



2 基本施策

基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり

1-1 水と緑のネットワーク形成

① 河川を軸とした生物多様性の保全

多くの河川・水路が流下する本市の特徴を活かして、河川・水路沿いの緑化により生物多様性を保全し、緑豊かな都市環境を創出します。

＜主な施策内容＞

○河川・水路沿いの緑化推進	河川、水路沿いの水辺は、生物多様性に配慮した緑化を推進し、生態系の健全な維持を図る。	緑の創出
○生態系ネットワークの形成	市内を流れる河川や水路等の適正な維持管理、改修に努め、多様な生物が回遊することができるネットワークを形成する。	緑の保全

② 都市の骨格・拠点となる緑地の保全

庄内川・新川・五条川一帯等の都市の骨格となる河川緑地、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等の拠点となる緑地を保全します。

＜主な施策内容＞

○骨格となる河川緑地の保全	庄内川・新川・五条川一帯は、面的な広がりを持つ河川緑地を維持し、保全を図る。	緑の保全
○蓮華寺寺叢（じそう）の保全	蓮華寺寺叢（じそう）は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として豊かな自然環境の保全に努める。	緑の保全

③ グリーンベルトを形成する農地の保全

農地が持つ多面的な機能を活用するため、地域を囲む良好なグリーンベルトを形成する農地を保全します。

＜主な施策内容＞

○農用地区域としての郊外農地の保全	郊外に広がる農地は、市街地との調和を図りながら、農用地区域として農業生産の場や洪水時の貯水機能等の維持に努める。	緑の保全
○市街化区域内農地の保全	生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図る。	緑の保全

1-2 河川・水路の親水性向上

① 多自然川づくりの促進

五条川、蟹江川、福田川等の河川改修においては、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。

＜主な施策内容＞

○多自然川づくりによる河川改修	五条川、蟹江川、福田川等は、自然環境の保全・復元に配慮した河川改修を促進する。	緑の創出
-----------------	---	------

② 親水空間づくりの促進

川を眺めることができる川辺の散策路や、親水性を向上する階段の設置等、親水空間づくりを促進します。

＜主な施策内容＞

○川辺の散策路整備	五条川、蟹江川、福田川等の河川や水路では、堤防道路等を活用した散策路整備を促進する。	緑の創出
○親水施設整備	五条川、蟹江川、福田川等の散策路整備に合わせて、川に近づくことのできる階段や水辺広場等の設置を促進する。	緑の創出

③ 水環境の保全

公共下水道の整備推進により、河川等の公共用水域の水質保全を図り、緑地による遊水・保水機能を確保し、水環境の保全に努めます。

＜主な施策内容＞

○公共下水道の整備推進	公共下水道の整備を推進し、河川や水路の水質改善を図る。	緑の創出
○雨水貯留・浸透施設の設置	公園や散策路、歩道等の整備・改修の際に、雨水貯留・浸透機能を有する浸透側溝や保水性舗装等の導入に努める。	緑の創出

1-3 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

① 公園緑地の防災機能の強化

災害時に広域避難場所等として活用できる公園緑地の整備に努め、既設の公園緑地についても防災機能の強化を図ります。

<主な施策内容>

○広域避難場所等防災拠点の整備	森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園等の規模が大きな公園において、広域避難場所として活用できるよう防災機能の強化に努める。	緑の創出
○既設の公園緑地の防災機能の強化	既設の公園緑地への耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等を推進し、防災機能の強化に努める。	緑の創出

② グリーンインフラによる防災・減災機能の強化

緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を活用して、河川への雨水流出抑制等、総合的な災害対策を推進します。

<主な施策内容>

◎グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進	公園や広場等での雨水貯留機能の確保や、公共施設での保水性舗装等の導入を推進する。	緑の創出
---------------------------	--	------

③ 安全安心な緑の都市づくり

日常的な市民の安全安心を確保するために、公園緑地の安全性の確保、防犯対策等に配慮します。

<主な施策内容>

○公園施設の更新・修繕	公園施設のパトロールや点検を定期的を実施し、計画的に施設の更新・修繕を実施する。	緑の管理
○植栽の適正管理	公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築する。	緑の管理

基本方針２ 歴史と文化をささえる緑の都市づくり

2－1 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備

① 社寺林等の緑地の保全と活用

社寺林をはじめ、地域に残された緑地の保全を図るとともに、環境学習や地域のふれあい等の場としての活用を図ります。

<主な施策内容>

○史跡「甚目寺境内地」の保全	甚目寺境内地内の建物や樹木等を保全し、史跡「甚目寺境内地」の維持に努める。	緑の保全
○社寺林等の保全	社寺林の保全を促進するとともに、境内地は地域住民の憩い・ふれあいの場としての活用を図る。	緑の保全

② 地域の歴史文化を学ぶ環境づくり

甚目寺観音や蓮華寺等の歴史的資源や伝統文化を継承していくことができるように地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりを推進します。

<主な施策内容>

○歴史的資源や伝統文化の周知・PR	地域の歴史・文化に関するパンフレットの作成や市ホームページでの情報発信等を推進する。	緑の活用
○歴史的資源周辺環境の整備	歴史的資源等の解説板や案内板の整備や、周辺の緑化、美化を推進する。	緑の活用

③ 歴史・文化を巡る道づくり

甚目寺観音や萱津神社、七宝焼ゆかりの地域（七宝焼アートヴィレッジ等）、旧街道を活かした歴史・文化を巡る道づくりを推進します。

<主な施策内容>

○歴史・文化拠点周辺の緑化促進	甚目寺観音や萱津神社の境内地内にある緑の保全や、周辺道路の沿道緑化を促進する。	緑の創出
○旧街道における歩行空間の整備	旧街道を散策路として利用できるよう、歩行空間の確保、及び沿道緑化を推進する。	緑の創出

2-2 地域の特性に応じた公園の整備・充実

① 拠点となる公園緑地の充実

広域的な交流拠点となる庄内川河川緑地や、森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園、七宝焼アートヴィレッジ等、規模の大きな既設公園や施設の拠点性の維持・向上を図ります。

＜主な施策内容＞

○広域的な交流拠点の整備（庄内川）	庄内川の河川敷は、清須市・大治町と連携して、潤いのある水辺環境の創出、親水空間の整備を推進する。	緑の創出
○拠点となる公園の再整備	森ヶ丘公園や二ツ寺親水公園は、市民ニーズを踏まえ、レクリエーション需要や防災機能の強化に対応した再整備を検討する。	緑の創出

② 地域の身近な公園の整備推進

鉄道駅周辺や整備の重要性の高い場所、公園が不足する場所を中心に地域の身近な公園として街区公園等の整備を推進します。

＜主な施策内容＞

○街区公園等の整備	公園が不足する地域や今後市街化を検討する地域は、地域住民が身近に利用できる街区公園等の整備を検討する。	緑の創出
◎密集市街地におけるオープンスペースの確保	密集市街地においては、空き家・空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討する。	緑の創出

③ 地域の特性に応じた公園の再整備

既設の街区公園等において、施設の老朽化等により、市民ニーズに対応できなくなった公園を中心に再整備を図ります。

＜主な施策内容＞

○既設の街区公園等の再整備	既設の街区公園等で、施設の老朽化や管理が不十分な公園を中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図る。	緑の創出
○市民ニーズに対応した公園再生	既設の公園に関して地域住民の利用状況や市民ニーズを把握し、施設設置や植栽に市民意見等を盛り込んだ公園づくりを推進する。	緑の創出

2-3 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

① 都市構造に対応した緑化推進

街なか居住拠点や防災・交流拠点等、都市構造上、重要な場所においては、重点的な緑化の推進、緑地の創出を図ります。

＜主な施策内容＞

◎緑化重点地区の指定	既存市街地や新たに市街化を検討する地域では、緑化重点地区の指定を行い、重点的に緑化の推進、公園や広場等の創出を図る。	緑の創出
◎市民緑地認定制度の活用	農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地認定制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努める。	緑の活用

② グリーンインフラを活用した都市づくりの推進

総合的な治水対策や賑わいづくり、暑熱対策等の複数の地域課題に対応するため、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの導入を進め、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。

＜主な施策内容＞

◎グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画※の策定	グリーンインフラの目標や事業内容を定めた「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」の策定を検討する。	緑の活用
◎グリーンインフラの活用推進	事業計画に基づく公園緑地の整備や公共施設緑化等を推進する。	緑の活用
◎雨水流出抑制対策の推進	河川や下水道への雨水流出量を低減するため、公園や歩道での保水性舗装や雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。	緑の活用

※グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画

国のグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施する際に、地方公共団体（または地方公共団体及び民間事業者からなる協議会）が定める計画。緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標や、事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業等について定める。実施事業に関しては、公園緑地の整備、公共施設施設の緑化、民間建築物の緑化、緑化施設の整備、市民農園の整備のうち、2つ以上の事業を実施すること、もしくは複数の事業主体で取り組む内容であることが要件となる。

③ 多様な市民ニーズへの対応

公園の利活用促進のため、多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、誰もが利用できるインクルーシブパークの整備を推進します。

＜主な施策内容＞

◎地域住民の参画による公園整備	公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。	緑の活用
◎インクルーシブパークの整備推進	従来のユニバーサルデザインに加え、障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々がそれぞれの遊び方で楽しめるインクルーシブデザインを導入した公園整備を推進する。	緑の創出

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり

3-1 地域の景観資源の保全・活用

① シンボルとなる景観資源の保全・活用

地域のシンボルとなる樹木、樹林地、河川、歴史的な街道、街並み等の景観資源を保全し、緑の都市づくりへの活用を図ります。

＜主な施策内容＞

○道路緑化の推進	都市の骨格を形成する幹線道路では、街路樹の植栽や更新等により、道路緑化を推進する。	緑の創出
○歴史的な景観資源の保全活用	甚目寺観音、萱津神社や旧街道沿道では、既存の樹木・樹林の保全に努め、良好な街並み景観の保全を図る。	緑の保全

② 民有地緑化の促進

「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく公園緑地の緑化指導や、県の緑化を支援する制度を活用した民有地緑化を促進します。

＜主な施策内容＞

○開発指導要綱に基づく緑化指導	「あま市宅地開発等に関する指導要綱」の公園緑地の設置基準等に基づき、適正な宅地開発を誘導する。	緑の創出
○「あいち森と緑づくり事業」の活用	「あいち森と緑づくり事業」を活用し、接道部の生垣化や空き地への植栽等、民有地緑化を促進する。	緑の創出

③ 公共施設・幹線道路の緑化推進

公共施設や幹線道路の緑化を推進するとともに、多くの市民が利用する公共施設においては、緑化の推進によるイメージアップを図ります。

＜主な施策内容＞

○公共施設・幹線道路の緑化推進	公共施設の再整備や都市計画道路の整備にあわせ、あま市の花「ゆり」やあま市の木「ハナミズキ」等の植栽による緑化を推進する。	緑の創出
◎愛知県のアダプトプログラムの活用	「愛・道路パートナーシップ事業」等を活用し、緑の管理や美化活動等への市民参加を促進する。	緑の管理

3-2 市民や事業者との連携・協働の推進

① 市民参加による公園緑地の利便性の向上

地域の賑わい創出やコミュニティ醸成のために、市民参加による公園緑地の利便性向上を図り、そのための協議会設置を推進します。

＜主な施策内容＞

◎利便性向上に資する協議会の設置	公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等が住民ニーズの共有や利用方法の協議等を行う協議会づくりを検討する。	緑の活用
------------------	---	------

② 民間活力導入による公園の運営

指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度等、民間活力導入による公園の管理運営を推進します。

＜主な施策内容＞

◎指定管理者制度やPark-PFIの導入	公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入を検討する。	緑の管理
◎協働によるドッグランの管理運営	市民団体等との協働によるドッグランの管理運営体制を構築する。	緑の管理
◎各種制度に関する情報発信	市民団体等に対し、指定管理者制度や Park-PFI 等の情報提供を行うとともに、要望に応じて説明会等の実施を検討する。	緑の管理

③ 地域活動団体の育成・支援

まちづくりの活動団体やNPO法人、事業者等と連携した緑の都市づくりを推進するとともに、地域活動団体の育成・支援に努めます。

＜主な施策内容＞

◎「みどり法人」制度の活用	緑地整備と管理機能を有するNPO法人やまちづくり会社等の育成に努める。	緑の管理
○事業者のCSR活動との連携推進	事業者の都市緑化活動を促進するため、都市緑化活動への支援・表彰制度を検討する。	緑の管理

3-3 緑に関する情報発信と普及啓発

① 緑に関する情報発信

緑に関する各種施策や連携・協働の取組み、緑化支援制度等について、広報誌やWebを活用して積極的に情報発信を行います。

＜主な施策内容＞

○情報発信の充実	市ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに努める。	緑の活用
○緑化支援制度の周知・PR	県や市が行う緑化支援制度について、パンフレットの作成・配布等により周知・PRを行う。	緑の活用

② 緑に関する普及啓発

市民や事業者との連携・協働のきっかけとなるように、植樹祭や緑に関する講習会の開催等により、普及啓発を図ります。

＜主な施策内容＞

○植樹祭等緑化イベントの開催	植樹祭等のイベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に努める。	緑の活用
○ガーデニング等の講習会の開催	ガーデニングや家庭菜園等の講習会を開催し、市民の緑化活動を支援する。	緑の活用

③ 環境学習や啓発活動の充実

自然環境保全や地球温暖化対策に関して、市民一人ひとりが認識と理解を深め、行動に移せるように情報提供や啓発活動を強化します。

＜主な施策内容＞

○子どもたちへの環境学習の推進	小中学校での環境学習に対し、資料の提供や講師の紹介等を行い、環境学習の充実に努める。	緑の活用
○生涯学習による啓発活動の充実	自然環境保全や地球温暖化対策に関する生涯学習講座を企画し、市民意識の啓発を図る。	緑の活用

3 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）

（１）緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定めることとされています。

そのため、緑化重点地区では、本市の重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等の多様な主体において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。



「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として緑の保全と緑化を推進

【参考】緑化重点地区について

＜緑化重点地区の設定要件の具体例＞

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない住宅地
- ③ 風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区
- ④ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ⑤ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ⑥ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

＜区域設定の留意事項＞

- 緑化重点地区は、緑化地域以外の区域を定めるもの
- 緑化重点地区は、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区に定めるものではない。

＜緑化重点地区で講じる緑化施策＞

- 緑地協定及び市民緑地契約の締結
- 市民緑地設置管理計画の認定（市民緑地認定制度）
- 公共公益施設の緑化
- 地区計画等の区域における緑化率規制
- 緑化施設整備計画の認定
- 民有地緑化に対する助成
- 都市公園の整備 等

出典：都市緑地法運用指針（2018（平成30）年4月改定）

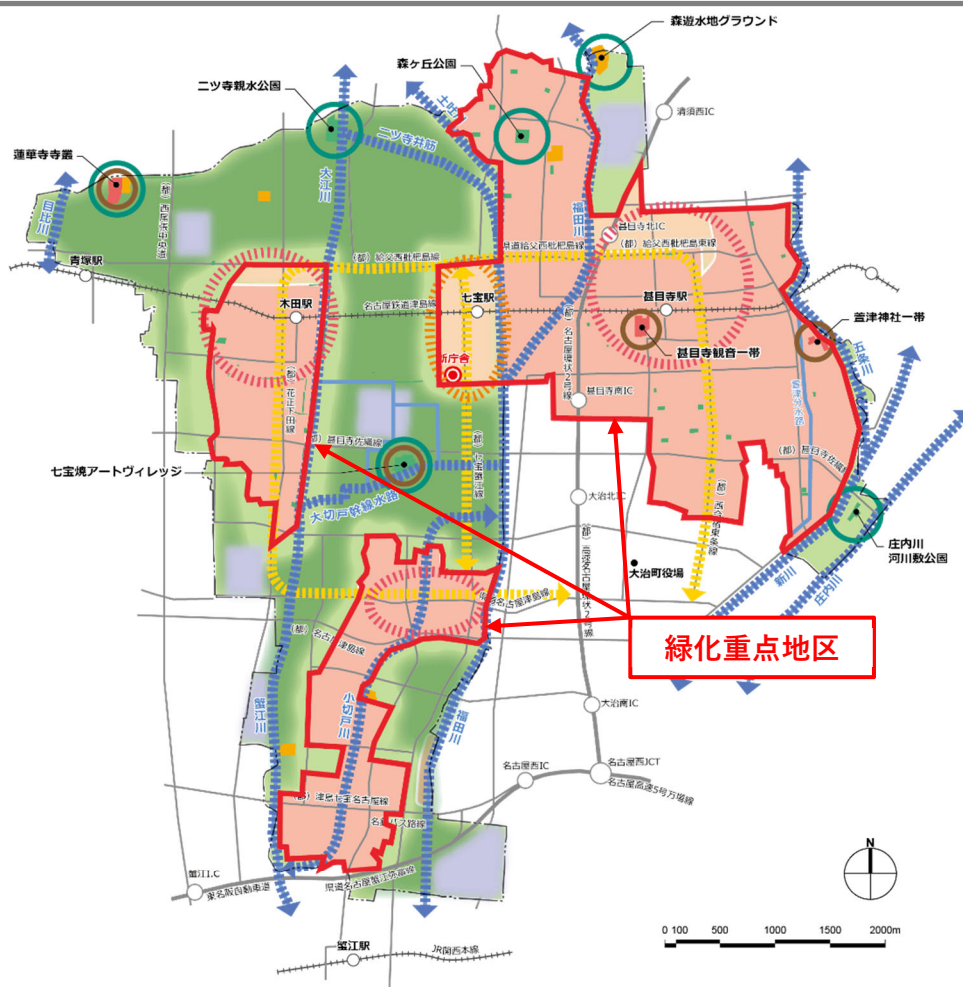
(2) 緑化重点地区の設定

本計画における緑の将来像の実現に向けて、長期的な視点に立ち、市民緑地制度等、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、以下の4つの視点から、市街地ゾーン、市街地検討ゾーンを緑化重点地区として設定します。

緑化重点地区においては、市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの確保、新市街地整備に合わせた公園整備、緑が少ない地域での公共施設緑化、民有地緑化等を重点的に推進します。

<設定要件>

- ① 鉄道駅や庁舎等、市のシンボルとなる地区
- ② 市街化区域や市街化検討ゾーン等、緑化の必要性が高い地区
- ③ 駅周辺等の商業・観光交流となる地区
- ④ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区



凡 例					
	グリーンベルト（農地の保全）		街なか居住拠点		市街地ゾーン
	親水環境軸（水の軸）		防災・交流拠点		市街化検討ゾーン
	生活交流軸（道の軸）				農住・自然ゾーン
	緑の拠点		主な公園緑地		既存工業地・産業誘導候補地
			公共施設緑地		主な水路
	歴史・文化拠点		寺社境内地		緑化重点地区

■緑化重点地区